

○ 国際周波数分配の脚注 新旧対照表（一重下線部分[]が変更箇所。

なお、各条項番号のプリフィクス“S”を削除する変更の表示については省略。）

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">国際周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>5. 56 14-19.95kHz 及び 20.05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>モンゴル</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>タジキスタン</u>及び<u>トルクメニスタン</u>では、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。</p> <p>(略)</p> <p>5. 68 代替分配：アンゴラ、<u>ブルンジ</u>、<u>コンゴ共和国</u>、マラウイ、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>及び<u>南アフリカ共和国</u>では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 70 代替分配：アンゴラ、ボツワナ、<u>ブルンジ</u>、<u>カメルーン</u>、中央アフリカ、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エチオピア</u>、<u>レソト</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マラウイ</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ナミビア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャド</u>、<u>ザンビア</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、200-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。</p> <p>5. 71 代替分配：<u>チュニジア</u>では、255-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。</p> <p>5. 72 極冠じょう乱の影響を受ける北方地方(北緯 60 度以北)に位置する<u>ノルウェー</u>の固定業務の局は、283.5-490kHz 及び 510-526.5kHz の周波数帯のうち<u>4つの周波数</u>で運用を継続することができる。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">国際周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>S5. 56 14-19.95kHz 及び 20.05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では更に 72-84kHz 及び 86-90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、モンゴル、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 68 代替分配：アンゴラ、<u>ボツワナ</u>、<u>ブルンディ</u>、<u>コンゴ共和国</u>、マラウイ、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>及び<u>コンゴ民主共和国</u>では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 70 代替分配：アンゴラ、ボツワナ、<u>ブルンディ</u>、<u>カメルーン</u>、中央アフリカ、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ケニア</u>、<u>レソト</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マラウイ</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ナミビア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャード</u>、<u>ザンビア</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、200-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。</p> <p>S5. 71 代替分配：<u>チュニジア</u>では、255-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。</p> <p>S5. 72 極冠じょう乱の影響を受ける北方地方(北緯 60 度以北)に位置する<u>ノールウェー</u>の固定業務の局は、283.5-490kHz 及び 510-526.5kHz の周波数帯のうち<u>4周波数</u>で運用を継続することができる。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5.75 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、<u>モルドバ</u>、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びブルガリアとルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。</p>	<p>S5.75 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、<u>モルドバ</u>、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びブルガリアとルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.77 業務の種類地域差：オーストラリア、<u>中華人民共和国</u>、第三地域のフランス海外県、インド、インドネシア(2005年1月1日まで)、イラン、日本、パキスタン、<u>パプアニューギニア</u>及び<u>スリランカ</u>では、415-495kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。これらの主管庁は、435-495kHzの周波数帯の航空無線航行局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に混信を生じさせないことを明確にするための実行可能なすべての必要な措置を執らなければならない(無線通信規則第52.39号参照)。</p>	<p>S5.77 業務の種類地域差：オーストラリア、<u>中国</u>、第三地域のフランス海外県、インド、インドネシア(2005年1月1日まで)、イラン、日本、パキスタン、<u>パプア・ニューギニア</u>及び<u>スリ・ランカ</u>では、415-495kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。これらの主管庁は、435-495kHzの周波数帯の航空無線航行局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に混信を生じさせないことを明確にするための実行可能なすべての必要な措置を執らなければならない(無線通信規則第S52.39号参照)。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.87 付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド及びジンバブエでは、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。</p>	<p>S5.87 付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、<u>ザンビア</u>及びジンバブエでは、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.88 付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p>	<p>S5.88 付加分配：<u>中国</u>では、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.91 付加分配：フィリピン及び<u>スリランカ</u>では、1606.5-1705kHzの周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。</p>	<p>S5.91 付加分配：フィリピン及び<u>スリ・ランカ</u>では、1606.5-1705kHzの周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>5. 93 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、<u>ラトビア</u>、リトアニア、<u>モルドバ</u>、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、ロシア、<u>タジキスタン</u>、<u>チャド</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、またブルガリアでは、1625-1635kHz 及び 1800-1810kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に<u>したがって</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 96 ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、<u>ロシア</u>、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、<u>アイスランド</u>、イスラエル、カザクスタン、<u>ラトビア</u>、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、<u>モルドバ</u>、<u>ノルウェー</u>、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 98 代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カメルーン、<u>コンゴ共和国</u>、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、<u>エチオピア</u>、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、<u>モルドバ</u>、シリア、キルギス、ソマリア、<u>タジキスタン</u>、<u>チュニジア</u>、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び<u>航空移動</u>を除く移動業務に分配する。</p>	<p>(略)</p> <p>S5. 93 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、<u>ラトヴィア</u>、リトアニア、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ロシア、<u>タジキスタン</u>、<u>チャード</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、またブルガリアでは、1625-1635kHz 及び 1800-1810kHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に定める手続に<u>従って</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 96 ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、<u>ジョルダン</u>、カザフスタン、<u>ラトヴィア</u>、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、<u>モルドヴァ</u>、<u>ノールウェー</u>、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>イギリス</u>、<u>ロシア</u>、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 98 代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カメルーン、<u>コンゴ共和国</u>、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、<u>エティオピア</u>、<u>グルジア</u>、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、<u>モルドヴァ</u>、<u>オランダ</u>、シリア、キルギス、<u>ロシア</u>、ソマリア、<u>タジキスタン</u>、<u>チュニジア</u>、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び<u>航空移動業務</u>を除く移動業務に分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 99 付加分配：<u>サウジアラビア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>イラク</u>、<u>リビア</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>スロバキア</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>スロベニア</u>、<u>チャド</u>及び<u>トーゴ</u>では、1810-1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>5. 101 代替分配：<u>ブルンジ</u>及び<u>レソト</u>では、1810-1850kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>5. 102 代替分配：<u>アルゼンチン</u>、<u>ボリビア</u>、<u>チリ</u>、<u>メキシコ</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>、<u>ウルグアイ</u>及び<u>ベネズエラ</u>では、1850-2000kHzの周波数帯は、一次的基礎で、固定業務、航空移動を除く移動業務、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 105 グリーンランドを除く第二地域では、2065-2107kHzの周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別を J3E 電波に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、できるだけ 2065.0kHz、2079.0kHz、2082.5kHz、2086.0kHz、2093.0kHz、2096.5kHz、2100.0kHz 及び 2103.5kHz の搬送周波数を使用するものとする。<u>アルゼンチン</u>及び<u>ウルグアイ</u>では 2068.5kHz 及び 2075.5kHz の搬送周波数は、2072-2075.5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52.165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。</p> <p>(略)</p> <p>5. 107 付加分配：<u>サウジアラビア</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>イラク</u>、<u>レソト</u>、<u>リビア</u>、<u>ソマリア</u>及び<u>スワジランド</u>では、2160-2170kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 99 付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>イラク</u>、<u>リビア</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、1810-1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 101 代替分配：<u>ブルンディ</u>及び<u>レソト</u>では、1810-1850kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>S5. 102 代替分配：<u>アルゼンティン</u>、<u>ボリヴィア</u>、<u>チリ</u>、<u>メキシコ</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>、<u>ウルグアイ</u>及び<u>ヴェネズエラ</u>では、1850-2000kHzの周波数帯は、一次的基礎で、固定業務、航空移動を除く移動業務、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 105 グリーンランドを除く第二地域では、2065-2107kHzの周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別を J3E 電波に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、できるだけ 2065.0kHz、2079.0kHz、2082.5kHz、2086.0kHz、2093.0kHz、2096.5kHz、2100.0kHz 及び 2103.5kHz の搬送周波数を使用するものとする。<u>アルゼンティン</u>及び<u>ウルグアイ</u>では 2068.5kHz 及び 2075.5kHz の搬送周波数は、2072-2075.5kHz の周波数帯内で使用されるという無線通信規則第 S52.165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 107 付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、<u>ボツワナ</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エティオピア</u>、<u>イラク</u>、<u>レソト</u>、<u>リビア</u>、<u>ソマリア</u>及び<u>スワジランド</u>では、2160-2170kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5.109 2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、<u>デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数</u>とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.109 2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、<u>デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数</u>とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 S31 条に定める。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5.112 代替分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>マルタ</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>及び<u>スリランカ</u>では、2194-2300kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5.114 代替分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>イラク</u>、<u>マルタ</u>及び<u>セルビア・モンテネグロ</u>では、2502-2625kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5.117 代替分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>コートジボワール</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>リベリア</u>、<u>マルタ</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>スリランカ</u>及び<u>トーゴ</u>では、3155-3200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>5.118 付加分配：<u>アメリカ合衆国</u>、<u>メキシコ</u>、<u>ペルー</u>及び<u>ウルグアイ</u>では、3230-3400kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。</p> <p>5.119 付加分配：<u>ホンジュラス</u>、<u>メキシコ</u>、<u>ペルー</u>及び<u>ベネズエラ</u>では、3500-3750kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5.122 代替分配：<u>アルゼンチン</u>、<u>ボリビア</u>、<u>チリ</u>、<u>エクアドル</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>及び<u>ウルグアイ</u>では、3750-4000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.112 代替分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>サイプラス</u>、<u>デンマーク</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>アイスランド</u>、<u>マルタ</u>、<u>スリ・ランカ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、2194-2300kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.114 代替分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>サイプラス</u>、<u>デンマーク</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>イラク</u>、<u>マルタ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、2502-2625kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.117 代替分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>サイプラス</u>、<u>象牙海岸共和国</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>アイスランド</u>、<u>リベリア</u>、<u>マルタ</u>、<u>スリ・ランカ</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、3155-3200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>S5.118 付加分配：<u>アメリカ合衆国</u>、<u>日本</u>、<u>メキシコ</u>、<u>ペルー</u>及び<u>ウルグアイ</u>では、3230-3400kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。</p> <p>S5.119 付加分配：<u>ホンデュラス</u>、<u>メキシコ</u>、<u>ペルー</u>及び<u>ヴェネズエラ</u>では、3500-3750kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.122 代替分配：<u>アルゼンティン</u>、<u>ボリヴィア</u>、<u>チリ</u>、<u>エクアドル</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>及び<u>ウルグアイ</u>では、3750-4000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5.128 アフガニスタン、<u>アルゼンチン</u>、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、<u>ブルキナファソ</u>、中央アフリカ、<u>中華人民共和国</u>、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、キルギス、ロシア、タジキスタン、<u>チャド</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、制限された電力の固定業務の局で海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。</p>	<p>S5.128 アフガニスタン、<u>アルゼンティン</u>、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、<u>ブルキナ・ファソ</u>、中央アフリカ、<u>中国</u>、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、キルギス、ロシア、タジキスタン、<u>チャード</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、制限された電力の固定業務の局で海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。</p>
(略)	(略)
<p>5.133 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、<u>ラトビア</u>、リトアニア、<u>モルドバ</u>、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎で航空移動を除く移動業務に分配する(無線通信規則第 5.33 号参照)。</p>	<p>S5.133 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、<u>ラトヴィア</u>、リトアニア、<u>モルドヴァ</u>、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎で航空移動を除く移動業務に分配する(無線通信規則第 S5.33 号参照)。</p>
<p>5.134 <u>2007 年 4 月 1 日からは、5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 号の手続が適用される。主管庁は、決議第 517(WRC-03、改)に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することを要請される。</u></p>	<p>S5.134 <u>放送業務による 5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S11 号で規定される特性を持った単側波帯発射又は ITU-R によって勧告されるその他のスペクトル効率の良い変調技術に限定される。これらの周波数帯の使用は、権限のある会議の決定に従う。</u></p>
(略)	(略)
<p>5.136 5900-5950kHz の周波数帯は、決議第 21(WRC-95、改)に従った手続の適用を条件として、2007 年 3 月 31 日までは、一次的基礎で固定業務に分配されるほか、第一地域では一次的基礎で陸上移動業務に、第二地域では一次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に、第三地域では二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配される。2007 年 4 月 1 日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</p>	<p>S5.136 5900-5950kHz の周波数帯は、決議第 21(WRC-95、改)に従った手続の適用を条件として、2007 年 3 月 31 日までは、一次的基礎で固定業務に分配されるほか、第一地域では一次的基礎で陸上移動業務に、第二地域では一次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に、第三地域では二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配される。2007 年 4 月 1 日からは、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</p>
(略)	(略)

変 更 案	現 行
<p>5.138A <u>6765-7000kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。この日後に、この周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。</u></p> <p>5.139 業務の種類地域差：<u>2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する 6765-7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。</u></p>	<p>S5.139 業務の種類地域差：<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務による 6765-7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 S5.33 号参照)。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 140 付加分配：アンゴラ、イラク、<u>ケニア</u>、ルワンダ、ソマリア及び<u>トーゴ</u>では、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>5. 141 代替分配：エジプト、エリトリア、<u>エチオピア</u>、ギニア、リビア及びマダガスカルでは、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p><u>5. 141A</u> 付加分配：ウズベキスタン及びキルギスでは、7 000-7100kHz 及び 7100-7200kHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p> <p><u>5. 141B</u> 付加分配：2009年3月29日後に、<u>アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメン</u>では、7100-7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。</p> <p><u>5. 141C</u> 第一地域及び第三地域では、7100-7200kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で放送業務に分配する。</p> <p>5. 142 2009年3月29日までは、<u>第二地域でのアマチュア業務による7100-7300 kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。</u>2009年3月29日後に、<u>第二地域でのアマチュア業務による7200-7300kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。</u></p>	<p>S5. 140 付加分配：アンゴラ、イラク、ルワンダ、ソマリア及び<u>トーゴ</u>では、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5. 141 代替分配：エジプト、エリトリア、<u>エティオピア</u>、ギニア、リビア及びマダガスカルでは、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 142 第二地域でのアマチュア業務による7100-7300kHzの周波数帯の使用は、<u>第一地域及び第三地域内</u>で使用する放送業務に制約を課してはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p>5.143</p> <p>7300-7350kHzの周波数帯は、決議第21(WRC-95、改)にしたがった<u>手続の適用を条件として2007年4月1日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配される。2007年4月1日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもの</u>に使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、<u>無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p> <p>5.143A</p> <p><u>第三地域では、7350-7450kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009年3月29日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもの</u>に使用することができる。主管庁は、<u>これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p> <p>5.143B</p> <p><u>第一地域では、7350-7450kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009年3月29日後に、7350-7450kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合ふく射電力が24dBWを超えない固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもの</u>に使用することができる。</p> <p>5.143C</p> <p><u>付加分配：2009年3月29日からは、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンでは、7350-7400kHz及び7400-7450kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</u></p>	<p>S5.143</p> <p>7300-7350kHzの周波数帯は、決議第21(WRC-95、改)に<u>従った手続の適用を条件として2007年3月31日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配される。2007年4月1日からは、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもの</u>に使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ<u>無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 143D <u>第二地域では、7350-7400kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009 年 3 月 29 日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局のうち、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもので、使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p> <p>5. 143E <u>2009 年 3 月 29 日までは、7450-8100kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 146 <u>9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯は、決議第 21 (WRC-95、改) に定める手順の適用を条件として、2007 年 4 月 1 日までは、一次的基礎で固定業務に分配される。2007 年 4 月 1 日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 151 <u>13570-13600kHz 及び 13800-13870kHz の周波数帯は、決議第 21 (WRC-95、改) に定める手順の適用を条件として 2007 年 3 月 31 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動 (R) を除く移動業務に分配される。2007 年 4 月 1 日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則にしたがって発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p>	<p>(略)</p> <p>S5. 146 <u>9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯は、決議第 21 (WRC-95、改) に述べる手順の適用を条件として 2007 年 3 月 31 日までは、一次的基礎で固定業務に分配される。2007 年 4 月 1 日からは、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 151 <u>13570-13600kHz 及び 13800-13870kHz の周波数帯は、決議第 21 (WRC-95、改) に述べる手順の適用を条件として 2007 年 3 月 31 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動 (R) を除く移動業務に分配される。2007 年 4 月 1 日からは、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 152 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>中華人民共和国</u>、<u>コートジボワール</u>、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>イラン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超えるふく射電力を使用してはならない。</p> <p>5. 154 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHzの周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>5. 155 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトビア</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。</p> <p>5. 155A アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHzの周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。</p> <p>5. 160 付加分配：ボツワナ、<u>ブルンジ</u>、<u>レソト</u>、<u>マラウイ</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>及びスワジランドでは、41-44MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 162 付加分配：オーストラリア及び<u>ニュージーランド</u>では、44-47MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p>	<p>S5. 152 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>中国</u>、<u>象牙海岸共和国</u>、<u>グルジア</u>、<u>イラン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>キルギス</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超えるふく射電力を使用してはならない。</p> <p>S5. 154 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>グルジア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>キルギス</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHzの周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5. 155 代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務に分配する。</p> <p>S5. 155A アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHzの周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。</p> <p>S5. 160 付加分配：ボツワナ、<u>ブルンディ</u>、<u>レソト</u>、<u>マラウイ</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>及びスワジランドでは、41-44MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 162 付加分配：オーストラリア及び<u>ニュー・ジーランド</u>では、44-47MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 162A 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>バチカン</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>エストニア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>アイルランド</u>、<u>アイスランド</u>、<u>イタリア</u>、<u>ラトビア</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モナコ</u>、<u>ノルウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>ポーランド</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>英国</u>、<u>ロシア</u>、<u>スウェーデン</u>及び<u>スイス</u>では、46-68MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配の使用は、決議第 217(WRC-97)に<u>したがって</u>、<u>ウィンドプロファイラレーダー</u>の運用に限る。</p>	<p>5. 162A 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>中国</u>、<u>ヴァチカン</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>エストニア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>アイルランド</u>、<u>アイスランド</u>、<u>イタリア</u>、<u>ラトビア</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モナコ</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>ポーランド</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>イギリス</u>、<u>ロシア</u>、<u>スウェーデン</u>及び<u>スイス</u>では、46-68MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配の使用は、決議第 217(WRC-97)に<u>従って</u>、<u>ウィンドプロファイラレーダー</u>の運用に限る。</p>
<p>5. 163 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、47-48.5 MHz 及び 56.5-58 MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p>	<p>5. 163 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>エストニア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトヴィア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、47-48.5MHz 及び 56.5-58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p>
<p>5. 164 付加分配：アルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、<u>ボツワナ</u>、<u>コートジボワール</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>エストニア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ガボン</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モナコ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>ノルウェー</u>、<u>ニュージーランド</u>、<u>ポーランド</u>、<u>シリア</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>英国</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>スロベニア</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>スワジランド</u>、<u>チャド</u>、<u>トーゴ</u>、<u>チュニジア</u>及び<u>トルコ</u>では、47-68MHz の周波数帯、<u>ルーマニア</u>では 47-58MHz の周波数帯、<u>南アフリカ共和国</u>では 47-50MHz の周波数帯、<u>チェコ</u>では 66-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の若しくは計画された放送局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの放送局からの保護を要求してはならない。</p>	<p>5. 164 付加分配：アルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、<u>ブルガリア</u>、<u>象牙海岸共和国</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ガボン</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モナコ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>ポーランド</u>、<u>シリア</u>、<u>イギリス</u>、<u>セネガル</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>スワジランド</u>、<u>トーゴ</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、47-68MHz の周波数帯、<u>ルーマニア</u>では、47-58MHz の周波数帯、<u>チェッコ</u>では、66-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の若しくは計画された放送局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの放送局からの保護を要求してはならない。</p>
<p>5. 165 付加分配：アンゴラ、カメルーン、<u>コンゴ共和国</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>タンザニア</u>及び<u>チャド</u>では、47-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p>	<p>5. 165 付加分配：アンゴラ、カメルーン、<u>コンゴ共和国</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>タンザニア</u>及び<u>チャード</u>では、47-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 166 代替分配：<u>ニュージーランド</u>では、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配し、53-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。</p> <p>5. 167 代替分配：<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>マレーシア</u>、<u>パキスタン</u>、<u>シンガポール</u>及び<u>タイ</u>では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。</p> <p>5. 168 付加分配：<u>オーストラリア</u>、<u>中華人民共和国</u>及び<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>5. 169 付加分配：<u>ボツワナ</u>、<u>ブルンジ</u>、<u>レソト</u>、<u>マラウイ</u>、<u>ナミビア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スワジランド</u>、<u>ザンビア</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務にも分配する。</p> <p>5. 170 付加分配：<u>ニュージーランド</u>では、51-53MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>5. 171 付加分配：<u>ボツワナ</u>、<u>ブルンジ</u>、<u>レソト</u>、<u>マラウイ</u>、<u>マリ</u>、<u>ナミビア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スワジランド</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、54-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 174 代替分配：<u>ブルガリア</u>、<u>ハンガリー</u>及び<u>ルーマニア</u>では、68-73MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960年 <u>ジュネーブ</u>)の最終文書の決定に<u>したがって</u>使用する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 166 代替分配：<u>ニュー・ジーランド</u>では、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配し、53-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。</p> <p>S5. 167 代替分配：<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>マレーシア</u>、<u>パキスタン</u>、<u>シンガポール</u>及び<u>タイ</u>では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。</p> <p>S5. 168 付加分配：<u>オーストラリア</u>、<u>中国</u>及び<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5. 169 付加分配：<u>ボツワナ</u>、<u>ブルンディ</u>、<u>レソト</u>、<u>マラウイ</u>、<u>ナミビア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スワジランド</u>、<u>ザンビア</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。</p> <p>S5. 170 付加分配：<u>ニュー・ジーランド</u>では、51-53MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 171 付加分配：<u>ボツワナ</u>、<u>ブルンディ</u>、<u>レソト</u>、<u>マラウイ</u>、<u>マリ</u>、<u>ナミビア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スワジランド</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、54-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 174 代替分配：<u>ブルガリア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>ポーランド</u>及び<u>ルーマニア</u>では、68-73MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960年 <u>ジュネーヴ</u>)の最終文書の決定に<u>従って</u>使用する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 175 代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、<u>ラトビア</u>、リトアニア、<u>モルドバ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。</p> <p>5. 176 付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、エストニア(無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件とする)、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHz の周波数は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>5. 177 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>ロシア</u>、グルジア、カザフスタン、ラトビア、<u>モルドバ</u>、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>5. 178 付加分配：コロンビア、<u>コスタリカ</u>、キューバ、<u>エルサルバドル</u>、<u>グアテマラ</u>、ガイアナ、<u>ホンジュラス</u>及びニカラグアでは、73-74. 6MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>5. 179 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>中華人民共和国</u>、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、カザフスタン、リトアニア、<u>モルドバ</u>、モンゴル、キルギス、<u>スロバキア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74. 6-74. 8MHz 及び 75. 2-75. 4MHz の周波数帯は、地上に設置された送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 175 代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、<u>ラトヴィア</u>、リトアニア、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。</p> <p>S5. 176 付加分配：オーストラリア、<u>中国</u>、大韓民国、エストニア(無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件とする)、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHz の周波数は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5. 177 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、<u>モルドヴァ</u>、ウズベキスタン、<u>ポーランド</u>、キルギス、<u>ロシア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5. 178 付加分配：コロンビア、<u>コスタ・リカ</u>、キューバ、<u>エル・サルヴァドル</u>、<u>グアテマラ</u>、ガイアナ、<u>ホンデュラス</u>及びニカラグアでは、73-74. 6MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 179 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>中国</u>、グルジア、カザフスタン、<u>ラトヴィア</u>、リトアニア、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ロシア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74. 6-74. 8MHz 及び 75. 2-75. 4MHz の周波数帯は、地上に設置された送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 181 付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74.8-75.2MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号の規定にしたがった手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の希望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 183 付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 185 業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による76-88MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 192 付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100-108MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 197A <u>108-117.975MHzの周波数帯は、認知された国際航空標準にしたがって、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも使用することができる。この使用は、決議第413(WRC-03)に従わなければならない、また国際航空標準にしたがって運用される航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</u></p>	<p>S5. 181 付加分配：エジプト、イスラエル、日本及びシリアでは、74.8-75.2MHzの周波数帯は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第S9.21号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の希望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 183 付加分配：中国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 185 業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による76-88MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 192 付加分配：中国及び大韓民国では、100-108MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>5. 201 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、<u>モルドバ</u>、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、<u>パプアニューギニア</u>、ポーランド、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、ルーマニア、ロシア、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。</p> <p>5. 202 付加分配：<u>サウジアラビア</u>、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、<u>グルジア</u>、イラン、<u>ヨルダン</u>、ラトビア、<u>モルドバ</u>、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、ルーマニア、ロシア、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 203A 付加分配：イスラエル、モーリタニア、<u>カタール</u>及びジンバブエでは、136-137MHzの周波数帯は、2005年1月1日までは、二次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。</p> <p>5. 203B 付加分配：<u>サウジアラビア</u>、アラブ首長国連邦、オマーン及びシリアでは、136-137MHzの周波数帯は、2005年1月1日までは、二次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p>	<p>S5. 201 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、<u>パプア・ニューギニア</u>、ポーランド、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ルーマニア、ロシア、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。</p> <p>S5. 202 付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、<u>グルジア</u>、イラン、<u>ジョルダン</u>、ラトビア、<u>モルドヴァ</u>、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ルーマニア、ロシア、<u>タジキスタン</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 203A 付加分配：イスラエル、モーリタニア、<u>カタール</u>及びジンバブエでは、136-137MHzの周波数帯は、2005年1月1日までは、二次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 203B 付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、アラブ首長国連邦、<u>ジョルダン</u>、オマーン及びシリアでは、136-137MHzの周波数帯は、2005年1月1日までは、二次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 204 業務の種類地域差：アフガニスタン、<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>キューバ</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>マレーシア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>シンガポール</u>、<u>タイ</u>及び<u>イエメン</u>では、137-138MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>5. 205 業務の種類地域差：イスラエル及び<u>ヨルダン</u>では、固定業務及び航空移動を除く移動業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>5. 206 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>レバノン</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>シリア</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 210 付加分配：フランス、イタリア、<u>チェコ</u>及び<u>英国</u>では、138-143.6MHz及び143.65-144MHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。</p> <p>5. 211 付加分配：ドイツ、<u>サウジアラビア</u>、オーストリア、<u>バーレーン</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>スペイン</u>、<u>フィンランド</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>ノルウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>カタール</u>、<u>英国</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>及び<u>セルビア・モンテネグロ</u>では、138-144MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。</p>	<p>S5. 204 業務の種類地域差：アフガニスタン、サウディ・アラビア、<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>中国</u>、<u>キューバ</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>マレーシア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シンガポール</u>、<u>スリ・ランカ</u>、<u>タイ</u>、<u>イエメン</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、137-138MHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5. 205 業務の種類地域差：イスラエル及び<u>ジョルダン</u>では、固定業務及び航空移動を除く移動業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5. 206 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>レバノン</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>シリア</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 210 付加分配：フランス、イタリア、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>イギリス</u>及び<u>スイス</u>では、138-143.6MHz及び143.65-144MHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。</p> <p>S5. 211 付加分配：ドイツ、<u>サウディ・アラビア</u>、オーストリア、<u>バハレーン</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>スペイン</u>、<u>フィンランド</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェイト</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>カタール</u>、<u>イギリス</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、138-144MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 212 代替分配：アンゴラ、ボツワナ、<u>ブルンジ</u>、カメルーン、中央アフリカ、<u>コンゴ共和国</u>、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、<u>ヨルダン</u>、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、オマーン、<u>ウガンダ</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、ルワンダ、<u>シエラレオネ</u>、南アフリカ共和国、スワジランド、<u>チャド</u>、<u>トーゴ</u>、ザンビア及びジンバブエでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。</p> <p>5. 213 付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。</p> <p>5. 214 付加分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、クロアチア、エリトリア、<u>エチオピア</u>、ケニア、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、マルタ、ソマリア、スーダン、<u>タンザニア及びセルビア・モンテネグロ</u>では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 216 付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動 (OR) 業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 212 代替分配：アンゴラ、ボツワナ、<u>ブルンディ</u>、カメルーン、中央アフリカ、<u>コンゴ共和国</u>、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、<u>ジョルダン</u>、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、<u>ナイジェリア</u>、オマーン、<u>コンゴ民主共和国</u>、ルワンダ、<u>シエラ・レオーネ</u>、南アフリカ共和国、スワジランド、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>、ザンビア及びジンバブエでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 213 付加分配：<u>中国</u>では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。</p> <p>S5. 214 付加分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、クロアチア、エリトリア、<u>エティオピア</u>、ケニア、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、マルタ、ソマリア、スーダン、<u>タンザニア及びユーゴスラヴィア</u>では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 216 付加分配：<u>中国</u>では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動 (OR) 業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 221</p> <p>148-149. 9MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表にしたがって運用される固定業務若しくは移動業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、ドイツ、<u>サウジアラビア</u>、オーストラリア、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ベナン</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>ボツワナ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>キプロス</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>大韓民国</u>、<u>コートジボワール</u>、<u>クロアチア</u>、<u>キューバ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>スペイン</u>、<u>エストニア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ロシア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ガボン</u>、<u>ガーナ</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>ギニアビサウ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>アイルランド</u>、<u>アイスランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>日本</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>レソト</u>、<u>ラトビア</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ナミビア</u>、<u>ノルウェー</u>、<u>ニュージーランド</u>、<u>オマーン</u>、<u>ウガンダ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>パナマ</u>、<u>パプアニューギニア</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>オランダ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>英国</u>、<u>セネガル</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>シエラレオネ</u>、<u>シンガポール</u>、<u>スロベニア</u>、<u>スリランカ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャド</u>、<u>タイ</u>、<u>トーゴ</u>、<u>トンガ</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>、<u>ウクライナ</u>、<u>ベトナム</u>、<u>イエメン</u>、<u>ザンビア及びジンバブエ</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 227</p> <p>156. 525MHz の周波数は、海上移動業務において、<u>遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し</u>にのみ使用する。この周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条並びに無線通信規則付録第 13 号及び同規則付録第 18 号に定める。</p> <p>(略)</p> <p>5. 230</p> <p>付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、163-167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の<u>規定にしたがって同意を得ることを条件として</u>、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。</p>	<p>S5. 221</p> <p>148-149. 9MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務若しくは移動業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、ドイツ、<u>サウディ・アラビア</u>、オーストラリア、<u>オーストリア</u>、<u>パハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>バルバドス</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ベナン</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中国</u>、<u>サイプラス</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>大韓民国</u>、<u>クロアチア</u>、<u>キューバ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>スペイン</u>、<u>エストニア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ガボン</u>、<u>ガーナ</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>ギニア・ビサウ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>アイルランド</u>、<u>アイスランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>日本</u>、<u>ジヨルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェイト</u>、<u>ラトビア</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ナミビア</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>ニュー・ジーランド</u>、<u>オマーン</u>、<u>ウガンダ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>パナマ</u>、<u>パプア・ニューギニア</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>オランダ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>イギリス</u>、<u>ロシア</u>、<u>セネガル</u>、<u>シエラ・レオーネ</u>、<u>シンガポール</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>スリ・ランカ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャード</u>、<u>タイ</u>、<u>トーゴ</u>、<u>トンガ</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルコ</u>、<u>ウクライナ</u>、<u>ヴィトナム</u>、<u>イエメン</u>、<u>ユーゴスラヴィア</u>、<u>ザンビア及びジンバブエ</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 227</p> <p>156. 525MHz の周波数は、海上移動業務において、<u>遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し</u>にのみ使用する。この周波数の使用条件は、無線通信規則第 S31 条及び第 S52 条並びに付録第 S13 号及び付録第 S18 号に定める。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 230</p> <p>付加分配：<u>中国</u>では、163-167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に<u>従って同意を得ることを条件として</u>、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 231</p> <p>付加分配：アフガニスタン、<u>中華人民共和国</u>及びパキスタンでは、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 231</p> <p>付加分配：アフガニスタン、<u>中国</u>及びパキスタンでは、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 233</p> <p>付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、174-184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの業務は、現存の若しくは計画された放送局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 233</p> <p>付加分配：<u>中国</u>では、174-184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの業務は、現存の若しくは計画された放送局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 235</p> <p>付加分配：<u>ドイツ</u>、<u>オーストリア</u>、<u>ベルギー</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>マルタ</u>、<u>モナコ</u>、<u>ノルウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>英国</u>、<u>スウェーデン</u>及び<u>スイス</u>では、174-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の若しくは計画された放送局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 235</p> <p>付加分配：<u>ドイツ</u>、<u>オーストリア</u>、<u>ベルギー</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>マルタ</u>、<u>モナコ</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>オランダ</u>、<u>イギリス</u>、<u>スウェーデン</u>及び<u>スイス</u>では、174-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の若しくは計画された放送局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 237</p> <p>付加分配：<u>コンゴ共和国</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ザンビア</u>、<u>ギニア</u>、<u>リビア</u>、<u>マラウイ</u>、<u>マリ</u>、<u>シエラレオネ</u>、<u>ソマリア</u>、<u>チャド</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、174-223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 237</p> <p>付加分配：<u>コンゴ共和国</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エティオピア</u>、<u>ガンビア</u>、<u>ギニア</u>、<u>リビア</u>、<u>マラウイ</u>、<u>マリ</u>、<u>セネガル</u>、<u>シエラ・レオーネ</u>、<u>ソマリア</u>、<u>タンザニア</u>及び<u>ジンバブエ</u>では、174-223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 240</p> <p>付加分配：<u>中華人民共和国</u>及び<u>インド</u>では、216-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 240</p> <p>付加分配：<u>中国</u>及び<u>インド</u>では、216-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 247</p> <p>付加分配：<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>オマーン</u>、<u>カタール</u>及び<u>シリア</u>では、223-235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p>	<p>S5. 247</p> <p>付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、<u>バハレーン</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>オマーン</u>、<u>カタール</u>及び<u>シリア</u>では、223-235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>5. 250 付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、225-235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p> <p>5. 254 235-322MHz 及び 335. 4-399. 9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表にしたがって運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>5. 256A 付加分配：<u>中華人民共和国、ロシア、カザフスタン及びウクライナ</u>では、258-261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。<u>宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、又はそれらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。</u></p> <p>5. 262 付加分配：<u>サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、400. 05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5. 250 付加分配：<u>中国</u>では、225-235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p> <p>S5. 254 235-322MHz 及び 335. 4-399. 9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ること及び分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 262 付加分配：<u>サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、リベリア、マレーシア、モルドヴァ、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、スロヴァキア、ルーマニア、ロシア、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びユーゴスラヴィア</u>では、400. 05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 268 宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による 5km の範囲内の通信に限る。船外活動からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、無線周波数の到来角を δ、参照帯域幅を 4kHz とした場合に、$0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$ に対しては -153dB(W/m²)、$5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$ に対しては -153+0.077(δ-5)dB(W/m²)、$70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$ に対しては -148dB(W/m²) を超えてはならない。無線通信規則第 4.10 号は、船外活動には適用しない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの局の使用と発達を妨げてはならない。</p> <p>5. 269 業務の種類地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標定業務に対する 420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 271 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>中華人民共和国</u>、インド、ラトビア、リトアニア、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 273 業務の種類地域差：リビアでは、無線標定業務に対する 430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。</p> <p>5. 274 代替分配：デンマーク、<u>ノルウェー</u>及びスウェーデンでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>5. 275 付加分配：ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、エストニア、フィンランド、ラトビア、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、リビア、<u>スロベニア及びセルビア・モンテネグロ</u>では、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p>	<p>S5. 268 宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による 5km の範囲内の通信に限る。船外活動からの発射により生じる地表面での電力束密度は、無線周波数の到来角を ϕ、基準帯域幅を 4kHz とした場合に、$0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$ に対しては -153dB(W/m²)、$5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$ に対しては -153+0.077(δ-5)dB(W/m²)、$70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$ に対しては -148dB(W/m²) を超えてはならない(ただし、δ は電波の到来角であり、参照帯域幅は 4kHz)。無線通信規則第 S4.10 号は、船外活動には適用しない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの局の使用と発達を妨げてはならない。</p> <p>S5. 269 業務の種類地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び<u>イギリス</u>では、無線標定業務に対する 420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 S5. 33 号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 271 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>中国</u>、<u>エストニア</u>、インド、ラトビア、リトアニア、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 273 業務の種類地域差：<u>デンマーク</u>、<u>リビア</u>及び<u>ノルウェー</u>では、無線標定業務に対する 430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 S5. 32 号参照)。</p> <p>S5. 274 代替分配：<u>デンマーク</u>、<u>ノルウェー</u>及びスウェーデンでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>S5. 275 付加分配：ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、エストニア、フィンランド、ラトビア、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、リビア、<u>スロヴェニア</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 276 付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ブルキナファソ</u>、<u>ブルンジ</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エクアドル</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マルタ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>シンガポール</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スイス</u>、<u>タンザニア</u>、<u>タイ</u>、<u>トーゴ</u>、トルコ及びイエメンでは、430-440MHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務にも、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>5. 277 付加分配：アンゴラ、アルメニア、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>ジブチ</u>、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>マリ</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>チャド</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>5. 278 業務の種類地域差：<u>アルゼンチン</u>、<u>コロンビア</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>キューバ</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>ホンジュラス</u>、<u>パナマ</u>及び<u>ベネズエラ</u>では、アマチュア業務に対する430-440MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 279A <u>地球探査衛星業務(能動)のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA.1260-1に従うものとする。さらに、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。</u> <u>この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定にしたがった二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 276 付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、<u>サウディ・アラビア</u>、<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ブルキナ・ファソ</u>、<u>ブルンディ</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エクアドル</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マルタ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>シンガポール</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スイス</u>、<u>タンザニア</u>、<u>タイ</u>、<u>トーゴ</u>、トルコ及びイエメンでは、430-440MHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務にも、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 277 付加分配：アンゴラ、アルメニア、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>ジブチ</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトビア</u>、<u>マリ</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>ルワンダ</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>チャード</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5. 278 業務の種類地域差：<u>アルゼンティン</u>、<u>コロンビア</u>、<u>コスタ・リカ</u>、<u>キューバ</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>ホンデュラス</u>、<u>パナマ</u>及び<u>ヴェネズエラ</u>では、アマチュア業務に対する430-440MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 280</p> <p>ドイツ、オーストリア、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>クロアチア</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>スロベニア</u>、<u>スイス及びセルビア・モンテネグロ</u>では、433. 05-434. 79MHz の周波数帯(中心周波数 433. 92MHz)は、<u>産業科学医療 (ISM)</u>の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯で運用する ISM 装置は、無線通信規則第 15. 13 号の規定に従うことを要する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 286E</p> <p>付加分配：<u>カーボヴェルデ</u>、<u>インドネシア</u>、<u>ネパール</u>、<u>ナイジェリア及びパプアニューギニア</u>では、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 288</p> <p>アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用するが望ましい周波数は、457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz 及び 457. 600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467. 750 MHz、467. 775 MHz、467. 800 MHz 及び 467. 825 MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 <u>M. 1174-1</u> の規定に適合しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 290</p> <p>業務の種類地域差：<u>アフガニスタン</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>日本</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロバキア</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、<u>気象衛星業務(宇宙から地球)</u>に対する 460-470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、<u>一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)</u>とする。</p> <p>5. 291</p> <p>付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、470-485MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。</p>	<p>S5. 280</p> <p>ドイツ、オーストリア、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>クロアチア</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>スイス及びユーゴスラヴィア</u>では、433. 05-434. 79MHz の周波数帯(中心周波数 433. 92MHz)は、<u>産業科学医療 (ISM)</u>の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯で運用する ISM 装置は、無線通信規則第 S15. 13 号の規定に従うことを要する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 286E</p> <p>付加分配：<u>カーボ・ヴェルデ</u>、<u>インドネシア</u>、<u>ネパール</u>、<u>ナイジェリア及びパプア・ニューギニア</u>では、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 288</p> <p>アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用するが望ましい周波数は、457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz 及び 457. 600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467. 750MHz、467. 775MHz、467. 800MHz 及び 467. 825MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 <u>M. 1174</u> の規定に適合しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 290</p> <p>業務の種類地域差：<u>アフガニスタン</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>中国</u>、<u>日本</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、<u>気象衛星業務(宇宙から地球)</u>に対する 460-470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として一次的基礎(無線通信規則第 S5. 33 号参照)とする。</p> <p>S5. 291</p> <p>付加分配：<u>中国</u>では、470-485MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 291A 付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、リヒテンシュタイン、<u>ノルウェー</u>、オランダ、<u>チェコ</u>及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC-97)に<u>したがって</u>ウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。</p> <p>5. 292 業務の種類地域差：メキシコ及びベネズエラでは、<u>固定業務及び移動業務並びにアルゼンチン及びウルグアイ</u>では移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の<u>規定にしたがって</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。</p> <p>5. 293 業務の種類地域差：カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、<u>ホンジュラス</u>、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の<u>規定にしたがって</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の<u>規定にしたがって</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。</p> <p>5. 294 付加分配：<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>コートジボワール</u>、<u>エチオピア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ケニア</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マラウイ</u>、<u>シリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>チャド</u>及び<u>イエメン</u>では、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 296 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、<u>キプロス</u>、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、リトアニア、マルタ、モロッコ、モナコ、<u>ノルウェー</u>、オランダ、ポルトガル、シリア、<u>英国</u>、スウェーデン、スイス、スワジランド及び<u>チュニジア</u>では、470-790MHz の周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。この脚注に掲げられている国の陸上業務の局は、これらの国以外の国で分配表に<u>したがって</u>運用される現存の又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。</p>	<p>S5. 291A 付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、リヒテンシュタイン、<u>ノールウェー</u>、オランダ、<u>チェッコ</u>及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC-97)に<u>従って</u>ウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。</p> <p>S5. 292 業務の種類地域差：メキシコ及び<u>ヴェネズエラ</u>では固定業務及び移動業務に対する、<u>並びにアルゼンティン及びウルグアイ</u>では移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 S9. 21 号に<u>従って</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 S5. 33 号参照）。</p> <p>S5. 293 業務の種類地域差：カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、<u>ホンデユラス</u>、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 S9. 21 号に<u>従って</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 S5. 33 号参照）。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 S9. 21 号に<u>従って</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 S5. 33 号参照）。</p> <p>S5. 294 付加分配：<u>ブルンディ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エティオピア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ケニア</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マラウイ</u>、<u>セネガル</u>、<u>スーダン</u>、<u>シリア</u>及び<u>イエメン</u>では、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 296 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、<u>サイプラス</u>、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、リトアニア、マルタ、モロッコ、モナコ、<u>ノールウェー</u>、オランダ、ポルトガル、シリア、<u>イギリス</u>、スウェーデン、スイス、スワジランド及び<u>チュニジア</u>では、470-790MHz の周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。この脚注に掲げられている国の陸上業務の局は、これらの国以外の国で分配表に<u>従って</u>運用される現存の又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 297 付加分配：<u>コスタリカ</u>、<u>キューバ</u>、<u>エルサルバドル</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>ホンジュラス</u>、<u>ジャマイカ</u>及び<u>メキシコ</u>では、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の<u>規定にしたがって</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 302 付加分配：<u>英国</u>では、590-598MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。航空無線航行業務の局に対するすべての新たな割当ては、隣接周波数帯から移行したものを含め、<u>ドイツ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>フランス</u>、<u>アイルランド</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>ノルウェー</u>及び<u>オランダ</u>の各国の主管庁と調整を行うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 305 付加分配：<u>中華人民共和国</u>では、606-614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 309 業務の種類地域差：<u>コスタリカ</u>、<u>エルサルバドル</u>及び<u>ホンジュラス</u>では、固定業務による614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の<u>規定にしたがって</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 311 620-790MHzの周波数帯では、分配表に<u>したがって</u>運用する業務が影響を受けるおそれがある関係主管庁の同意を得ることを条件として、放送衛星業務の周波数変調を使用するテレビジョン局に対して周波数割当てを行うことができる(決議第33(WRC-03、改)及び決議第507(WRC-03、改)参照)。この局は、他国の領域内において、その国の主管庁の同意を得ることなく20度未満の到来角で-129dB(W/m²)の値(勧告第705参照)を超える電力束密度を生じさせてはならない。<u>決議第545(WRC-03)を適用する。</u></p>	<p>5. 297 付加分配：<u>コスタ・リカ</u>、<u>キューバ</u>、<u>エル・サルヴァドル</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>ホンデュラス</u>、<u>ジャマイカ</u>及び<u>メキシコ</u>では、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に<u>従って</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 302 付加分配：<u>イギリス</u>では、590-598MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。航空無線航行業務の局に対するすべての新たな割当ては、隣接周波数帯から移行したものを含め、<u>ドイツ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>デンマーク</u>、<u>スペイン</u>、<u>フランス</u>、<u>アイルランド</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>ノールウェー</u>及び<u>オランダ</u>の各国の主管庁と調整を行うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 305 付加分配：<u>中国</u>では、606-614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 309 業務の種類地域差：<u>コスタ・リカ</u>、<u>エル・サルヴァドル</u>及び<u>ホンデュラス</u>では、固定業務による614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号に<u>従って</u>同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 311 620-790MHzの周波数帯では、分配表に<u>従って</u>運用する業務が影響を受けるおそれがある関係主管庁の同意を得ることを条件として、放送衛星業務の周波数変調を使用するテレビジョン局に対して周波数割当てを行うことができる(決議第33(WRC-97、改)及び第507参照)。この局は、他国の領域内において、その国の主管庁の同意を得ることなく20度未満の到来角で-129dB(W/m²)の値(勧告第705参照)を超える電力束密度を生じさせてはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 312 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、ハンガリー、<u>カザフスタン</u>、<u>モルドバ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、645-862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 312 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、ハンガリー、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトヴィア</u>、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ルーマニア、<u>ロシア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、645-862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 314 付加分配：オーストリア、イタリア、<u>モルドバ</u>、ウズベキスタン、<u>英国</u>及びスワジランドでは、790-862MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。</p>	<p>5. 314 付加分配：オーストリア、イタリア、<u>モルドヴァ</u>、ウズベキスタン、<u>イギリス</u>及びスワジランドでは、790-862MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。</p>
<p>5. 315 代替分配：ギリシャ、イタリア及び<u>チュニジア</u>では、790-838MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p>	<p>5. 315 代替分配：ギリシャ、イタリア及び<u>テュニジア</u>では、790-838MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p>
<p>5. 316 付加分配：ドイツ、<u>サウジアラビア</u>、ボスニア・ヘルツェゴビナ、<u>ブルキナファソ</u>、カメルーン、<u>コートジボワール</u>、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、<u>ギリシャ</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ヨルダン</u>、ケニア、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、リビア、リヒテンシュタイン、<u>マリ</u>、<u>モナコ</u>、<u>ノルウェー</u>、オランダ、ポルトガル、<u>英国</u>、シリア、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>スウェーデン</u>及び<u>スイス</u>では、790-830MHz の周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830-862MHz の周波数帯を、一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に<u>したがって</u>運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 316 付加分配：ドイツ、<u>サウディ・アラビア</u>、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、<u>ブルキナ・ファソ</u>、カメルーン、<u>象牙海岸共和国</u>、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、イスラエル、ケニア、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、リビア、リヒテンシュタイン、モナコ、<u>ノールウェー</u>、オランダ、ポルトガル、シリア、スウェーデン、<u>スイス</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、790-830MHz の周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830-862MHz の周波数帯を、一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に<u>従って</u>運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 323 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>ロシア</u>、ハンガリー、<u>カザフスタン</u>、<u>モルドバ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、862-960MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。</p>	<p>5. 323 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ハンガリー、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトヴィア</u>、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ルーマニア、<u>ロシア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、862-960MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>5. 328A <u>1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-03)の規定にしたがって運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 328B <u>完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 1 月 1 日以降に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる 1164-1300MHz、1559-1610MHz 及び 5010-5030 MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号、第 9. 12A 号及び第 9. 13 号の規定に従うことを条件とする。決議第 610(WRC-03)を適用する。</u></p> <p>5. 329 <u>1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215-1300MHz の周波数帯を使用する無線航行衛星業務は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第 5. 43 号は、無線標定業務には適用しない。決議第 608(WRC-03)を適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 330 <u>付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、中華人民共和国、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モザンビーク、ネパール、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>S5. 328A <u>付加分配：1164-1215MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。地球表面におけるすべての無線航行衛星システムのすべての宇宙局から生じる総電力束密度は、すべての到達角について任意の 1MHz の周波数帯で-115dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない。無線航行衛星業務の局は、航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこの業務の局からの保護を要求してはならない。決議第 605(WRC-2000)の規定を適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 329 <u>1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。決議第 606(WRC-2000)も参照すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 330 <u>付加分配：アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、カメルーン、中国、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リビア、モロッコ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、スリ・ランカ、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 331 付加分配：アルジェリア、ドイツ、<u>サウジアラビア</u>、<u>オーストラリア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ベナン</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>ブラジル</u>、<u>ブルキナファソ</u>、<u>ブルンジ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>大韓民国</u>、<u>クロアチア</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エストニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ガーナ</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギアナ</u>、<u>赤道ギアナ共和国</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>アイランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>レソト</u>、<u>ラトビア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マリ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>ノルウェー</u>、<u>オマーン</u>、<u>オランダ</u>、<u>ポーランド</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>スロバキア</u>、<u>英国</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>スロベニア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スリランカ</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>タイ</u>、<u>トーゴ</u>、<u>トルコ</u>、<u>ベネズエラ及びベトナム</u>では、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。<u>カナダ及びアメリカ合衆国</u>では、1240-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また無線航行業務の使用は航空無線航行業務に限られる。</p> <p>(略)</p> <p>5. 334 付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350-1370MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>5. 345 放送衛星業務及び放送業務による 1452-1492MHz の周波数帯の使用は<u>デジタル音声放送</u>に限られ、決議第 528 (WARC-92) の規定に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 338 アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス、<u>スロバキア</u>、<u>チェコ</u>、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存設備は、1350-1400MHz の周波数帯で運用を継続することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 331 付加分配：アルジェリア、ドイツ、オーストリア、<u>バハレーン</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ベナン</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>ブルンディ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中国</u>、<u>クロアチア</u>、<u>デンマーク</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>フランス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>ケニア</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マリ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>オマーン</u>、<u>オランダ</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>カタール</u>、<u>セネガル</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スリ・ランカ</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>トルコ及びユーゴスラヴィア</u>では、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 334 付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、<u>1240-1300MHz</u> 及び <u>1350-1370MHz</u> の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>5. 345 放送衛星業務及び放送業務による 1452-1492MHz の周波数帯の使用は<u>デジタル音声放送</u>に限られ、決議第 528 (WARC-92) の規定に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 338 アゼルバイジャン、<u>ブルガリア</u>、<u>モンゴル</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存設備は 1350-1400MHz の周波数帯で運用を継続することができる。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 339A <u>付加分配：1390-1392MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定衛星業務(地球から宇宙)にも、1430-1432MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの分配は、1GHz以下のサービスリンクを用いる移動衛星業務の非静止衛星ネットワークのフィーダリンクのための使用に限られ、決議第745(WRC-03)を適用する。</u></p> <p>5. 340 以下の周波数帯の発射は、すべて禁止する。 1400-1427MHz 2690-2700MHz(無線通信規則第5.422号の条件によるものを除く。) 10.68-10.7GHz(無線通信規則第5.483号の条件によるものを除く。) 15.35-15.4GHz(無線通信規則第5.511号の条件によるものを除く。) 23.6-24GHz 31.3-31.5GHz 31.5-31.8GHz(第二地域) 48.94-49.04GHz(航空機搭載の局) 50.2-50.4GHz 52.6-54.25GHz 86-92GHz 100-102GHz 109.5-111.8GHz 114.25-116GHz 148.5-151.5GHz 164-167GHz 182-185GHz 190-191.8GHz 200-209GHz 226-231.5GHz 250-252GHz</p> <p>(略)</p> <p>5. 347 業務の種類^{の地域差}：<u>バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、ボツワナ、ブルガリア、<u>ブルキナファソ</u>、キューバ、デンマーク、エジプト、ギリシャ、アイルランド、イタリア、モザンビーク、ポルトガル、セルビア・モンテネグロ、スリランカ、スワジランド、イエメン及びジンバブエでは、1452-1492MHzの周波数帯は、2007年4月1日までは二次的基礎で放送衛星業務及び放送業務に分配する。</p>	<p>S5. 340 以下の周波数帯の発射は、すべて禁止する。 1400-1427MHz 2690-2700MHz(無線通信規則第S5.421号及び第S5.422号の条件によるものを除く。) 10.68-10.7GHz(無線通信規則第S5.483号の条件によるものを除く。) 15.35-15.4GHz(無線通信規則第S5.511号の条件によるものを除く。) 23.6-24GHz 31.3-31.5GHz 31.5-31.8GHz(第二地域) 48.94-49.04GHz(航空機搭載の局) 50.2-50.4GHz(<u>無線通信規則第S5.555A号の条件によるものを除く。</u>) 52.6-54.25GHz 86-92GHz 100-102GHz 109.5-111.8GHz 114.25-116GHz 148.5-151.5GHz 164-167GHz 182-185GHz(<u>第S5.563号に定めるものを除く</u>) 190-191.8GHz 200-209GHz 226-231.5GHz 250-252GHz</p> <p>(略)</p> <p>S5. 347 業務の種類^{の地域差}：<u>バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、ボツワナ、ブルガリア、<u>ブルキナ・ファソ</u>、キューバ、デンマーク、エジプト、ギリシャ、アイルランド、イタリア、<u>ケニア</u>、モザンビーク、ポルトガル、<u>スリ・ランカ</u>、スワジランド、<u>イエメン</u>、<u>ユーゴスラヴィア</u>及びジンバブエでは1452-1492MHzの周波数帯は、2007年4月1日までは二次的基礎で放送衛星業務及び放送業務に分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5.347A <u>周波数帯：</u> <u>1452-1492MHz、</u> <u>1525-1559MHz、</u> <u>1613.8-1626.5MHz、</u> <u>2655-2670MHz、</u> <u>2670-2690MHz、</u> <u>21.4-22GHz、</u> <u>には、決議第 739(WRC-03)を適用する。</u></p> <p>5.348 <u>移動衛星業務による 1518-1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定にしたがって調整を行うことを条件とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。</u></p> <p>5.348A <u>1518-1525MHz の周波数帯において、日本の領域で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9.11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、同規則付録第 5 号表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、すべての到来角について任意の 4 kHz の周波数帯で-150dB(W/m²)とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。</u></p> <p>5.348B <u>1518-1525MHz の周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5.343 号及び第 5.344 号参照)及び無線通信規則第 5.342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。</u></p> <p>5.348C <u>移動衛星業務による 1518-1525MHz 及び 1668-1675MHz の周波数帯の使用は、決議第 225(WRC-03、改)を参照すること。</u></p>	<p>S5.348 <u>移動衛星業務による 1492-1525MHz の周波数帯の使用は無線通信規則第 S9.11A 号に従って調整を行うことを条件とする。無線通信規則第 S5.343 号で言及されている使用に対しては、地上の業務に対する移動衛星業務の宇宙局に対する無線通信規則第 S21 条による調整しきい値は適用しない。第 5.343 号で言及されている使用については、1492-1525MHz の周波数帯における調整の必要条件は、周波数帯の重複により決定される。</u></p> <p>S5.348A <u>1492-1525MHz の周波数帯において、日本の領内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 S9.11A 号の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 S5 号表 S5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、すべての到達角について任意の 4kHz の周波数帯で-150dB(W/m²)とする。この電力束密度の調整しきい値は、権限ある世界無線通信会議で変更されるまで適用される。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 349 業務の種類地域差：<u>サウジアラビア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>バーレーン</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>エジプト</u>、<u>フランス</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>クウェート</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>レバノン</u>、<u>モロッコ</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>、<u>イエメン及びセルビア・モンテネグロ</u>では、航空移動を除く移動業務による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>5. 352A 1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、<u>アルジェリア</u>、<u>サウジアラビア</u>、<u>エジプト</u>、<u>ギニア</u>、<u>インド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>タンザニア</u>、<u>ベトナム</u>及び<u>イエメン</u>の 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 355 付加分配：<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エジプト</u>、<u>エリトリア</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>マルタ</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>チャド</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>イエメン</u>では、1540-<u>1559</u>MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660 MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 349 業務の種類地域差：<u>サウディ・アラビア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>バハレーン</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>エジプト</u>、<u>フランス</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、<u>レバノン</u>、<u>モロッコ</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>、<u>イエメン及びユーゴスラヴィア</u>では、航空移動を除く移動業務による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は一次的基礎とする(無線通信規則第 S5. 33 号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 352A 1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、<u>アルジェリア</u>、<u>サウディ・アラビア</u>、<u>エジプト</u>、<u>ギニア</u>、<u>インド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>マリ</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>タンザニア</u>、<u>ヴィエトナム</u>及び<u>イエメン</u>の 1998 年 4 月 1 日より前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 355 付加分配：<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エジプト</u>、<u>エリトリア</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>イエメン</u>では、1540-<u>1659</u>MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 359</p> <p>付加分配：ドイツ、<u>サウジアラビア</u>、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カメルーン、スペイン、<u>ロシア</u>、<u>ガボン</u>、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>ギニアビサウ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウガンダ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チュニジア</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、<u>これらの周波数帯における新しい固定業務の無線局の設置を避けるため、すべての実行可能な努力を行</u>なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 362B</p> <p>付加分配：1559-1610MHz の周波数帯は、ドイツ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、スペイン、<u>ロシア</u>、<u>フランス</u>、<u>ガボン</u>、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>ギニアビサウ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>ウガンダ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>セネガル</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>タンザニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では2005年1月1日まで、<u>サウジアラビア</u>、<u>カメルーン</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>シリア</u>及び<u>チュニジア</u>では2010年1月1日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。これらの期限の後、固定業務は、この分配が効力を失う2015年1月1日まで二次的基礎で運用を継続してもよい。主管庁は、無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな周波数割当てを認めないよう要請される。</p> <p>5. 362C</p> <p>付加分配：<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エジプト</u>、<u>エリトリア</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>チャド</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>イエメン</u>では、1559-1610MHz の周波数帯は、本周波数帯が有効でなくなる2015年1月1日まで二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 359</p> <p>付加分配：ドイツ、<u>サウディ・アラビア</u>、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カメルーン、スペイン、<u>フランス</u>、<u>ガボン</u>、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>ギニア・ビサオ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>ラトヴィア</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>ウガンダ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>セネガル</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>タンザニア</u>、<u>テュニジア</u>、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、<u>新しい固定業務の無線局の設置を避けるため、すべての実行可能な努力を行</u>わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 362B</p> <p>付加分配：1559-1610MHz の周波数帯は、ドイツ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、スペイン、フランス、<u>ガボン</u>、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>ギニア</u>、<u>ギニア・ビサオ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>ウガンダ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシ</u>、<u>セネガル</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>タンザニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では2005年1月1日まで、<u>サウディ・アラビア</u>、<u>カメルーン</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>シリア</u>及び<u>テュニジア</u>では2010年1月1日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。これらの期限の後、固定業務は、この分配が効力を失う2015年1月1日まで二次的基礎で運用を継続してもよい。主管庁は、無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな周波数割当てを認めないよう要請される。</p> <p>S5. 362C</p> <p>付加分配：<u>パハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エジプト</u>、<u>エリトリア</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>イエメン</u>では、1559-1610MHz の周波数帯は、本周波数帯が有効でなくなる2015年1月1日まで二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 369 業務の種類地域差：アンゴラ、オーストラリア、ブルンジ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する1610-1626.5MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定にしたがって、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>5. 370 業務の種類地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する1610-1626.5MHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 377 (未使用)</p> <p>(略)</p> <p>5. 379B 移動衛星業務による1668-1675MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。</p> <p>5. 379C 1668-1670MHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000秒間の積分時間の2%以上で、10MHzの周波数帯で-181dB(W/m²)及び任意の20kHzの周波数帯で-194dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p>5. 379D 移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の間で1668-1675MHzの周波数帯を共用するため、決議第744(WRC-03)を適用する。</p>	<p>S5. 369 業務の種類地域差：アンゴラ、オーストラリア、ブルンディ、中国、象牙海岸共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプア・ニューギニア、シリア、セネガル、スーダン、スワジランド、トーゴ、コンゴ民主共和国及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)による1610-1626.5MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5. 370 業務の種類地域差：ヴェネズエラでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)による1610-1626.5MHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 377 1675-1710MHzの周波数帯において、移動衛星業務の局は、気象衛星業務及び気象援助業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その発達を妨げてはならない(決議第213(WRC-95、改)参照)。また、この周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に従った調整を条件とする。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 379E</p> <p><u>1668. 4-1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668. 4-1675 MHz の周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 380A</p> <p><u>1670-1675MHz の周波数帯では、移動衛星業務の局は、決議第 670(WRC-03)にしたがって通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせ、又はその発達を妨げてはならない。</u></p> <p>5. 381</p> <p>付加分配：アフガニスタン、<u>コスタリカ</u>、キューバ、インド、<u>イラン及びパキスタン</u>では、1690-1700 MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>5. 382</p> <p>業務の種類地域差：<u>サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、ハンガリー、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、ソマリア、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメン</u>では、固定業務及び航空移動を除く移動業務に対する <u>1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5. 33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)、航空移動を除く移動業務に対する分配は、二次的基礎とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 381</p> <p>付加分配：アフガニスタン、<u>コスタ・リカ</u>、キューバ、インド、<u>イラン、マレーシア、パキスタン及びスリ・ランカ</u>では、1690-1700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 382</p> <p>業務の種類地域差：<u>サウディ・アラビア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、ハンガリー、イラク、イスラエル、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ルーマニア、ロシア、ソマリア、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン及びユーゴスラヴィア</u>では、固定業務及び航空移動を除く移動業務による <u>1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 S5. 33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務による 1690-1700MHz の周波数帯の分配は一次的基礎(無線通信規則第 S5. 33 号参照)、航空移動を除く移動業務による分配は二次的基礎とする。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 386 付加分配：1750-1850MHzの周波数帯は、第二地域並びにオーストラリア、<u>グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定にしたがって同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。</u></p> <p>5. 387 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、モンゴル、キルギス、<u>スロバキア</u>、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHzの周波数帯は、<u>無線通信規則第9.21号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 388A 決議 221 (WRC-03、改)に従い、第一地域及び第三地域では、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯を、第二地域では、1885-1980及び2110-2160MHzの周波数帯を、IMT-2000を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局 (<u>HAPS</u>) に使用することができる。<u>HAPS</u>を基地局として使用するIMT-2000アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。</p> <p><u>5. 388B</u> <u>アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及びIMT-2000の移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、無線通信規則第5.388A号に掲げる周波数帯において隣接国でIMT-2000の基地局として運用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPSの通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/(m²・MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>5S. 386 付加分配：1750-1850MHzの周波数帯は、第二地域並びにオーストラリア、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第S9.21号に<u>従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。</u></p> <p>5S. 387 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、<u>マリ</u>、モンゴル、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHzの周波数帯は無線通信規則第S9.21号に<u>従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5S. 388A 決議第221 (WRC-2000)に従い、第一地域及び第三地域では、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯を、第二地域では、1885-1980及び2110-2160MHzの周波数帯を、IMT-2000を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局に使用することができる。<u>高高度プラットフォーム局</u>を基地局として使用するIMT-2000アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 389B 移動衛星業務による 1980-1990MHz の周波数帯の使用は、<u>アルゼンチン</u>、<u>ブラジル</u>、<u>カナダ</u>、<u>チリ</u>、<u>エクアドル</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>ホンジュラス</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>メキシコ</u>、<u>ペルー</u>、<u>スリナム</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>、<u>ウルグアイ</u>及び<u>ベネズエラ</u>における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。</p>	<p>S5. 389B 移動衛星業務による 1980-1990MHz の周波数帯の使用は、<u>アルゼンチン</u>、<u>ブラジル</u>、<u>カナダ</u>、<u>チリ</u>、<u>エクアドル</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>ホンデュラス</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>メキシコ</u>、<u>ペルー</u>、<u>スリナム</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>、<u>ウルグアイ</u>及び<u>ヴェネズエラ</u>における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>5. 389D (未使用)</u></p>	<p><u>S5. 389D</u> <u>カナダ及びアメリカ合衆国では、移動衛星業務による 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、2000 年 1 月 1 日より前に開始してはならない。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 389F アルジェリア、ベナン、<u>カーボヴェルデ</u>、<u>エジプト</u>、<u>イラン</u>、<u>マリ</u>、<u>シリア</u>及び<u>チュニジア</u>では、移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005 年 1 月 1 日前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。</p>	<p>S5. 389F アルジェリア、ベナン、<u>カーボ・ヴェルデ</u>、<u>エジプト</u>、<u>イラン</u>、<u>マリ</u>、<u>シリア</u>及び<u>チュニジア</u>では、移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005 年 1 月 1 日より前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 393 付加分配：アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、<u>デジタル音声放送</u>に限定し、また決議第 528 (WARC-92)に従うことを条件とする。</p>	<p>S5. 393 付加分配：アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、<u>デジタル音声放送</u>に限定し、また決議第 528 (WARC-92)に従うことを条件とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 395 フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2310-2360MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。</p>	<p>S5. 395 フランスでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2310-2360MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5.400</p> <p>業務の種類地域差：アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、<u>ブルンジ</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>レバノン</u>、<u>リベリア</u>、<u>リビア</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マリ</u>、<u>パキスタン</u>、<u>パプアニューギニア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>シリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スワジランド</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>ザンビア</u>では、無線測位衛星業務(宇宙から地球)による2483.5-2500MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.400</p> <p>業務の種類地域差：アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、<u>ブルンディ</u>、<u>中国</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エティオピア</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>レバノン</u>、<u>リベリア</u>、<u>リビア</u>、<u>マダガスカル</u>、<u>マリ</u>、<u>パキスタン</u>、<u>パプア・ニューギニア</u>、<u>コンゴ民主共和国</u>、<u>シリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スワジランド</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>ザンビア</u>では、無線測位衛星業務(宇宙から地球)による2483.5-2500MHzの周波数の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行						
<p>5.407 <u>アルゼンチンでは、2500-2520MHzの周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m²/4kHz)を超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5.416 放送衛星業務による2520-2670MHzの周波数帯の使用は、共同受信のための国内的及び地域的な通信系に限るものとし、無線通信規則第9.21号の<u>規定にしたがって同意を得ることを条件とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5.417A <u>無線通信規則第5.418号の規定を適用する場合、大韓民国及び日本では、決議第528(WRC-03、改)の決議事項3は、放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務が2605-2630MHzの周波数帯において一次的基礎で付加的に運用できるように緩和される。この分配の使用は、国内向けのシステムに限定される。本規定に掲げる主管庁は、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第5.416号に基づくもの、を同時に有してはならない。無線通信規則第5.416号の規定及び第21条表21-4は、適用しない。2605-2630MHzの周波数帯における放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された2605-2630MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。</u></p> <table border="0" data-bbox="179 1077 828 1173"> <tr> <td><u>-130dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>5° < θ ≤ 25° の場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>-122dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>25° < θ ≤ 90° の場合</u></td> </tr> </table> <p><u>ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。大韓民国の放送衛星業務(音声)のネットワークの場合、上記制限値の例外として、到来角35度より大きい場合に限り、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1000kmの距離の範囲内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m²·MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。</u></p>	<u>-130dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u>	<u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>5° < θ ≤ 25° の場合</u>	<u>-122dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>25° < θ ≤ 90° の場合</u>	<p>S5.407 <u>アルゼンチンでは、2500-2520MHzの周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m²/4kHz)を超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.416 放送衛星業務による2520-2670MHzの周波数帯の使用は、共同受信のための国内的及び地域的な通信系に限るものとし、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件とする。<u>地表面での電力束密度は、無線通信規則第S21条表S21-4に示す値を超えてはならない。</u></p>
<u>-130dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u>						
<u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>5° < θ ≤ 25° の場合</u>						
<u>-122dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>25° < θ ≤ 90° の場合</u>						

変 更 案	現 行
<p>5.417B <u>大韓民国及び日本では、無線通信規則第5.417A号の規定に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9.12A号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月5日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。</u></p> <p>5.417C <u>無線通信規則第5.417A号の規定に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。</u></p> <p>5.417D <u>無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された静止衛星網による2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第5.417A号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第9.13号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

変 更 案	現 行						
<p>5. 418</p> <p>付加分配：大韓民国、インド、日本、パキスタン及びタイでは、2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、<u>デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第5.416号の規定及び第21条表21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領された2630-2655MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。</u></p> <table border="0" data-bbox="197 643 835 735"> <tr> <td><u>-130dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>5° < θ ≤ 25° の場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>-122dB(W/(m²·MHz))</u></td> <td><u>25° < θ ≤ 90° の場合</u></td> </tr> </table> <p><u>ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1500kmの距離の範囲内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m²·MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。さらに、電力束密度値は、ロシアの領域内のいかなる場所においても-100dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。</u></p> <p><u>さらに、本規定に掲げる主管庁は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2005年6月1日後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第5.416号に基づくもの、を同時に有してはならない。</u></p> <p>5. 418A</p> <p><u>無線通信規則第5.418号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年6月2日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2630-2655MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年6月2日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9.12A号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年6月3日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。</u></p>	<u>-130dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u>	<u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>5° < θ ≤ 25° の場合</u>	<u>-122dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>25° < θ ≤ 90° の場合</u>	<p>S5. 418</p> <p>付加分配：<u>バングラデシュ、ベラルーシ、大韓民国、インド、日本、パキスタン、シンガポール、スリ・ランカ及びタイでは、2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務に分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WARC-92)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第S5.416号及び第S21条表S21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-2000)に従うことを条件とする。</u></p> <p>S5. 418A</p> <p><u>無線通信規則第S5.418号に掲げる第三地域の国では、付録第S4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年6月2日以降に受領されていると考えられ、第S22.2号が適用されない静止衛星システムに対して、付録第S4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年6月2日以降に受領されている、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2630-2655MHzの周波数帯の使用は、第S9.12A号の規定の適用を受けるものとする。第S22.2号の適用は、付録第S4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年6月3日以前に受領されていると考えられる静止衛星システムに対して継続する。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによるこの周波数帯の使用は、決議第539(WRC-2000)の規定に従うものとし、そのシステムは決議第528(WARC-92)に従わなければならない。</u></p>
<u>-130dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>0° ≤ θ ≤ 5° の場合</u>						
<u>-130+0.4(θ-5)dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>5° < θ ≤ 25° の場合</u>						
<u>-122dB(W/(m²·MHz))</u>	<u>25° < θ ≤ 90° の場合</u>						

変 更 案	現 行
<p>5. 418B <u>無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づく、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。</u></p> <p>5. 418C <u>無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9. 13 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5. 421 (未使用)</u></p> <p>5. 422 付加分配：<u>サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、セルビア・モンテネグロ、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5. 424A</u> <u>2900-3100MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 418B 付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、第 S9. 12 号の規定の適用を受けるとともに、決議第 539 (WRC-2000) が適用される。</p> <p>S5. 418C 付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、第 S9. 13 号の規定の適用を受けるとし、第 S22. 2 号は適用しない。決議第 539 (WRC-2000) が適用される。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5. 421</u> 付加分配：<u>ドイツ及びオーストリアでは、2690-2695MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。この使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。</u></p> <p>S5. 422 付加分配：<u>サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルネイ、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニア・ビサオ、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、レバノン、マレーシア、マリ、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ロシア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン及びユーゴスラヴィアでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 428 付加分配：アゼルバイジャン、キューバ、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>5. 429 付加分配：サウジアラビア、<u>パーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>大韓民国</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>日本</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>及び<u>イエメン</u>では、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを<u>要求してはならない</u>。</p> <p>5. 430 付加分配：アゼルバイジャン、キューバ、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>5. 431 付加分配：ドイツ、イスラエル及び<u>英国</u>では、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 443 業務の種類地域差：<u>アルゼンチン</u>、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による 4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。</p> <p><u>5. 443A (未使用)</u></p>	<p>S5. 428 付加分配：アゼルバイジャン、<u>ブルガリア</u>、キューバ、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>S5. 429 付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、<u>パハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>中国</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>大韓民国</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>日本</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>及び<u>イエメン</u>では、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを<u>求めてはならない</u>。</p> <p>S5. 430 付加分配：アゼルバイジャン、<u>ブルガリア</u>、キューバ、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>S5. 431 付加分配：ドイツ、イスラエル、<u>ナイジェリア</u>及び<u>イギリス</u>では、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 443 業務の種類地域差：<u>アルゼンチン</u>、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による 4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 S5. 33 号参照)。</p> <p><u>S5. 443A</u> 付加分配：5000-5010MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。<u>決議第 603 (WRC-2000) を参照。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 443B 5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地球表面で生ずる総電力束密度は、150 kHz の周波数帯で-124. 5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、<u>5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-03)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。</u></p> <p>5. 444 5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、この周波数帯のその他の使用に優先する。この周波数帯の使用には、無線通信規則第 5. 444A 号の<u>規定及び決議第 114(WRC-03、改)を適用する。</u></p> <p>5. 444A 付加分配：5091-5150MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。この分配は、<u>移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第9. 11A号の規定にしたがって調整することを条件とする。</u> 5091-5150MHzの周波数帯では、以下の条件も適用する。 － <u>2018年1月1日</u>前の移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる5091-5150MHzの周波数帯の使用は、<u>決議第114(WRC-03、改)に従う。</u> － <u>2018年1月1日</u>前の5000-5091 MHzの周波数帯で運用できない現存及び計画中の航空無線航行業務の国際標準システムは、この周波数帯における他の使用に優先権を持つ。 － <u>2012年1月1日</u>後は、<u>移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク用の地球局に新たな割当ては行わない。</u> － <u>2018年1月1日</u>後は、<u>固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 443B 付加分配：5010-5030MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。<u>5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地球表面で生じる総電力束密度は、150kHz の周波数帯で-124. 5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz で運用する RNSS システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 4990-5000MHz の周波数帯において生じる総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても時間率 2%以上で 10MHz の周波数帯において- 171dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない。この周波数帯の使用については、<u>決議第 604(WRC-2000)が適用される。</u></u></p> <p>S5. 444 5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、この周波数帯のその他の使用に優先する。この周波数帯の使用には、無線通信規則第 S5. 444A 号及び決議第 114(WRC-95)が適用される。</p> <p>S5. 444A 付加分配：5091-5150MHz の周波数帯は、一次的基礎で、<u>固定衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。この分配は、非静止衛星を用いた移動衛星業務のフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 S9. 11A 号に従って調整することを条件とする。</u> 5091-5150MHz の周波数帯では、以下の条件も適用する。 － <u>2010年1月1日</u>より前の移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる5091-5150MHz の周波数帯の使用は、<u>決議第 114(WRC-95)に従う。</u> － <u>2010年1月1日</u>より前の5000-5091MHz の周波数帯で運用できない現存及び計画中の航空無線航行業務の国際標準システムは、この周波数帯(5091-5150MHz)の他の使用に優先権を持つ。 － <u>2008年1月1日</u>からの非静止衛星を用いた移動衛星システムのフィーダリンク用の局に新たな割当ては行われない。 － <u>2010年1月1日</u>からの固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 446 付加分配：無線通信規則第 5. 369 号及び第 5. 400 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 5. 369 号及び第 5. 400 号に掲げる国を除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626. 5MHz 及び 2483. 5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、すべての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域当たり-159dBW/m²を超えてはならない。</p> <p><u>5. 446A</u> 移動業務の局による 5150-5350MHz 及び 5470-5725MHz の周波数帯の使用は、決議第 229 (WRC-03)に従わなければならない。</p> <p><u>5. 446B</u> 5150-5250MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。</p> <p>5. 447 付加分配：イスラエル、レバノン、パキスタン、シリア及びチュニジアでは、5150-5250MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。<u>この場合、決議第 229 (WRC-03)は適用されない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 446 付加分配：無線通信規則第 S5. 369 号及び第 S5. 400 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 S5. 369 号及び第 S5. 400 号に掲げる国を除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626. 5MHz 及び 2483. 5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、すべての到達角について任意の 4kHz の周波数帯域当たり-159dBW/m²を超えてはならない。</p> <p>S5. 447 付加分配：<u>ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、ジョルダン、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ノールウェー、パキスタン、オランダ、ポルトガル、シリア、イギリス、スウェーデン、スイス及びチュニジア</u>では、5150-5250MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 447B 付加分配:5150-5216MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の<u>規定</u>に従うことを条件とする。5150-5216MHz の周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地球表面への電力束密度は、すべての<u>到来角</u>について任意の 4kHz の周波数帯域当たり-164dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 447E 付加分配：5250-5350MHzの周波数帯は、次に掲げる第三地域の国において、一次的基礎で<u>固定業務にも分配する。</u> <u>オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タイ及びベトナム</u> <u>固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、地球探査衛星(能動)業務及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。</u></p> <p>5. 447F 5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 及び ITU-R 勧告 SA. 1632 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。</p> <p>5. 448 付加分配：アゼルバイジャン、リビア、モンゴル、キルギス、<u>スロバキア</u>、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p>	<p>S5. 447B 付加分配:5150-5216MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 S9. 11A 号に従うことを条件とする。5150-5216MHz の周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地球表面への電力束密度は、すべての<u>到達角</u>について任意の 4kHz の周波数帯域当たり-164dB(W/m²)を超えてはならない。</p> <p>S5. 448 付加分配：<u>オーストリア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ブルガリア</u>、リビア、モンゴル、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 448A <u>5250-5350MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。</u></p> <p>5. 448B <u>5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 448C <u>5350-5460MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせ、又はそれらの業務からの保護を要求してはならない。</u></p> <p>5. 448D <u>5350-5470MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号の規定にしたがって運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 450 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、イラン、モンゴル、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470-5650MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>5. 450A <u>5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線標定業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。</u></p>	<p>S5. 448A <u>地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 5250-5350MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務の将来の発達及び展開を妨げてはならない。</u></p> <p>S5. 448B 5350-<u>5460</u>MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせ、<u>又は、その使用及び発達を妨げてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 450 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、<u>ブルガリア</u>、イラン、モンゴル、キルギス、<u>スロヴァキア、チェッコ</u>、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470-5650MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 450B <u>5470-5650MHz の周波数帯においては、5600-5650MHz の周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。</u></p> <p>5. 451 付加分配：英国では、5470-5850MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 21. 2 号、第 21. 3 号、第 21. 4 号及び第 21. 5 号に定める電力制限は、5725-5850MHz の周波数帯に適用する。</p> <p>5. 453 付加分配：<u>サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ民主共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スリランカ、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメン</u>では、5650-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。<u>この場合、決議第 229 (WRC-03) は適用しない。</u></p> <p>5. 454 業務の種類地域差：<u>アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン</u>では、<u>宇宙研究業務に対する</u> 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。</p> <p>5. 455 付加分配：<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>5. 456 付加分配：<u>カメルーン</u>では、5755-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p>	<p>S5. 451 付加分配：<u>イギリス</u>では、5470-5850MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 S21. 2 号、第 S21. 3 号、第 S21. 4 号及び第 S21. 5 号に定める電力制限は、5725-5850MHz の周波数帯に適用する。</p> <p>S5. 453 付加分配：<u>サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェイト、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スワジランド、タンザニア、チャード及びイエメン</u>では、5650-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 454 業務の種類地域差：<u>アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、<u>宇宙研究業務による</u> 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 S5. 33 号参照）。</p> <p>S5. 455 付加分配：<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、キューバ、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトヴィア、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5. 456 付加分配：<u>ドイツ及びカメルーン</u>では、5755-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>5. 457A <u>5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。</u></p> <p>5. 457B <u>5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、決議第 902(WRC-03)に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 458C 固定衛星業務の静止衛星を用いたシステムによる 7025-7075MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用を提案している主管庁は、1995年11月17日後は、1995年11月18日前にこの周波数帯で非静止衛星システムを通告し使用している主管庁の要請があった場合は、ITU-R の関係勧告に基づいて協議しなければならない。この協議は、この周波数帯での固定衛星業務の静止衛星システム及び非静止衛星システムの両方で共用での運用を促進する観点から行われる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5. 458C 固定衛星業務の静止衛星を用いたシステムによる 7025-7075MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用を提案している主管庁は、1995年11月18日からは、1995年11月17日より前にこの周波数帯で非静止衛星システムを通告し使用している主管庁の要請があった場合は、ITU-R の関係勧告に基づいて協議しなければならない。この協議は、この周波数帯での固定衛星業務の静止衛星システム及び非静止衛星システムの両方で共用での運用を促進する観点から行われる。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 460 <u>宇宙研究業務(地球から宇宙)による 7145-7190MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 466 業務の種類地域差：イスラエル、シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に<u>対する</u> 8400-8500MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。</p> <p><u>5. 467 (未使用)</u></p>	<p>S5. 460 <u>付加分配：7145-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。7145-7190MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射は、7190-7235MHz の周波数帯で行ってはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 466 業務の種類地域差：イスラエル、<u>マレーシア</u>、シンガポール及びスリ・ランカでは、宇宙研究業務による 8400-8500MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 S5. 32 号参照)。</p> <p>S5. 467 <u>代替分配：イギリスでは、8400-8500MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務及び宇宙研究業務に分配する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 468 付加分配：<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ブルンジ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>ガボン</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ネパール</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>セネガル</u>、<u>シンガポール</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャド</u>、<u>トーゴ</u>、<u>チュニジア</u>及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p>	<p>S5. 468 付加分配：<u>サウディ・アラビア</u>、<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ブルンディ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中国</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>コスタ・リカ</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>ガボン</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>リビア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ネパール</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>セネガル</u>、<u>シンガポール</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>、<u>テュニジア</u>及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p>
<p>5. 469 付加分配：<u>アルメニア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>チェコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行业務にも分配する。</p>	<p>S5. 469 付加分配：<u>アルメニア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行业務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 471 付加分配：<u>アルジェリア</u>、<u>ドイツ</u>、<u>バーレーン</u>、<u>ベルギー</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>フランス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>リビア</u>、<u>オランダ</u>、<u>カタール</u>及び<u>スーダン</u>では、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、海岸に設置するレーダーによる使用のためにのみ、一次的基礎で海上無線航行业務にも分配する。</p>	<p>S5. 471 付加分配：<u>アルジェリア</u>、<u>ドイツ</u>、<u>バハレーン</u>、<u>ベルギー</u>、<u>中国</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>フランス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>リビア</u>、<u>オランダ</u>、<u>カタール</u>及び<u>スーダン</u>では、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、海岸に設置するレーダーによる使用のためにのみ、一次的基礎で海上無線航行业務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 473 付加分配：<u>アルメニア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>キューバ</u>、<u>ロシア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>モルドバ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務にも分配する。</p>	<p>S5. 473 付加分配：<u>アルメニア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>キューバ</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 477 業務の種類地域差：アルジェリア、<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>日本</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>リベリア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>シンガポール</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>及び<u>イエメン</u>では、<u>固定業務に対する9800-10000MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする</u>（無線通信規則第5.33号参照）。</p> <p>5. 478 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 480 付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、<u>コスタリカ</u>、<u>キューバ</u>、<u>エルサルバドル</u>、<u>エクアドル</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>ホンジュラス</u>、<u>メキシコ</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>、<u>ウルグアイ</u>及び<u>ベネズエラ</u>では、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>5. 481 付加分配：ドイツ、アンゴラ、ブラジル、<u>中華人民共和国</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>コートジボワール</u>、<u>エルサルバドル</u>、<u>エクアドル</u>、<u>スペイン</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>日本</u>、<u>ケニア</u>、<u>モロッコ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>タンザニア</u>、<u>タイ</u>及び<u>ウルグアイ</u>では、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p>	<p>S5. 477 業務の種類地域差：アルジェリア、<u>サウディ・アラビア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>パハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>ジャマイカ</u>、<u>日本</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>リベリア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>シンガポール</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>トリニダード・トバゴ</u>及び<u>イエメン</u>では、<u>固定業務による9800-10000MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする</u>（無線通信規則第S5.33号参照）。</p> <p>S5. 478 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、キルギス、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、9800-10000MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 480 付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、<u>コスタ・リカ</u>、<u>キューバ</u>、<u>エル・サルヴァドル</u>、<u>エクアドル</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>ホンジュラス</u>、<u>メキシコ</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>、<u>ウルグアイ</u>及び<u>ベネズエラ</u>では、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 481 付加分配：ドイツ、アンゴラ、ブラジル、<u>中国</u>、<u>コスタ・リカ</u>、<u>エル・サルヴァドル</u>、<u>エクアドル</u>、<u>スペイン</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>日本</u>、<u>モロッコ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ペルー</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>タンザニア</u>、<u>タイ</u>及び<u>ウルグアイ</u>では、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 482</p> <p>10. 6-10. 68GHz の周波数帯においては、固定業務及び航空移動を除く移動業務は、最大等価等方ふく射電力を 40dBW に制限し、アンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。これらの制限は、無線通信規則第 9. 21 号の規定にしたがって同意を得ることを条件として、超えることができる。ただし、<u>サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、中華人民共和国、アラブ首長国連邦、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、クウェート、ラトビア、レバノン、モルドバ、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、タジキスタン及びトルクメニスタン</u>では、固定業務局及び航空移動を除く移動業務に対するこの制限は適用しない。</p> <p>5. 483</p> <p>付加分配：<u>サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、ウズベキスタン、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメン</u>では、10. 68-10. 7MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。</p> <p>(略)</p> <p>5. 487</p> <p>第一地域及び第三地域では、11. 7-12. 5GHz の周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、航空移動を除く移動業務及び放送業務は、無線通信規則付録第 30 号の<u>第一地域及び第三地域の計画にしたがって運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならず、又はそれらの局からの保護を求めてはならない。</u></p>	<p>5. 482</p> <p>10. 6-10. 68GHz の周波数帯においては、固定業務及び航空移動を除く移動業務は、最大等価等方ふく射電力を 40dBW に制限し、アンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。これらの制限は、無線通信規則第 S9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、超えることができる。ただし、<u>サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、中国、アラブ首長国連邦、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、クウェイト、ラトヴィア、レバノン、モルドヴァ、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、固定業務及び航空移動を除く移動業務に対するこの制限は、適用しない。</p> <p>5. 483</p> <p>付加分配：<u>サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、コロンビア、大韓民国、コスタ・リカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、ラトヴィア、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン及びユーゴスラヴィア</u>では、10. 68-10. 7GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した無線局に限る。</p> <p>(略)</p> <p>5. 487</p> <p>第一地域及び第三地域では、11. 7-12. 5GHz の周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、航空移動を除く移動業務及び放送業務は、無線通信規則付録第 S30 号の<u>規定に従って運用する放送衛星業務の局</u>に有害な混信を生じさせてはならず、又は局からの保護を求めてはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 487A 付加分配：第一地域では 11. 7-12. 5GHz、第二地域では 12. 2-12. 7GHz 及び第三地域では 1 1. 7-12. 2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には<u>固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、またそれが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則にしたがって運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。</u>この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>5. 488 第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による 11. 7-12. 2GHz の周波数帯の使用については、<u>第一地域、第二地域及び第三地域における地上業務の局との調整のため、無線通信規則第 9. 14 号の規定に従うことを条件とする。</u>第二地域での放送衛星業務による 12. 2-12. 7GHz の周波数帯の使用については、<u>無線通信規則付録第 30 号を参照すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5. 491 (未使用)</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 487A 付加分配：第一地域では 11. 7-12. 5GHz、第二地域では 12. 2-12. 7GHz 及び第三地域では 11. 7-12. 2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 S9. 12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には<u>非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、又それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5. 43A 号は適用されない。</u>上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>S5. 488 第二地域での固定衛星業務の静止衛星通信網による 11. 7-12. 2GHz の周波数帯の使用は、<u>決議第 77 (WRC-2000) の規定に従うことを条件とする。</u>第二地域での放送衛星業務による 12. 2-12. 7GHz の使用については無線通信規則付録第 S30 号を参照すること。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 491 付加分配：第三地域では、<u>12. 2-12. 5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 S21 条表 S21-4 の電力束密度の制限は、この周波数帯に適用されなければならない。</u>この業務の導入は、第一地域の放送衛星業務との関係で適用周波数帯を 12. 2-12. 5GHz を含むよう拡張した上で、無線通信規則付録第 S30 号第 7 条の手続に従わなければならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 494 付加分配：<u>アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ及びイエメン</u>では、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>5. 495 付加分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、フランス、ギリシャ、リヒテンシュタイン、モナコ、ウガンダ、ポルトガル、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、スロベニア、スイス、タンザニア及びチュニジア</u>では、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 494 付加分配：<u>アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、カタール、コンゴ民主共和国、シリア、セネガル、ソマリア、スーダン、チャード、トーゴ及びイエメン</u>では、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 495 付加分配：<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、デンマーク、フランス、ギリシャ、リヒテンシュタイン、モナコ、ウガンダ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スイス、タンザニア、チュニジア及びユーゴスラヴィア</u>では、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 500 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、レバノン、マダガスカル、<u>マレーシア</u>、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、チャド及び<u>チュニジア</u>では、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>5. 501 付加分配：アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア、<u>英国</u>及びトルクメニスタンでは、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 502 13. 75-14GHzの周波数帯においては、<u>静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は1.2 mとし、また非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は4.5 mとしなければならない。</u>さらに、<u>無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される1秒平均の等価等方ふく射電力は、仰角が2度を超える場合においては59dBW、仰角が2度以下の場合においては65dBWを超えてはならない。</u>主管庁は、この周波数帯において空中線口径が4.5m未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。 <u>－ 沿岸諸国により公認された干潮線上での海拔36mにおいて、時間率1%以上で-115dB(w/(m²・10MHz))</u> <u>－ 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高3 mにおいて、時間率1%以上で-115dB(W/(m²・10MHz))</u> <u>空中線口径が4.5 m以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方ふく射電力も最低68dBWとし、かつ、85dBWを超えてはならない。</u></p>	<p>S5. 500 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウディ・アラビア</u>、<u>バハレーン</u>、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、レバノン、マダガスカル、<u>マレーシア</u>、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、シリア、<u>セネガル</u>、シンガポール、スーダン、<u>チャード</u>及び<u>チュニジア</u>では、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 501 付加分配：<u>オーストリア</u>、アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア、<u>イギリス</u>及びトルクメニスタンでは、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 502 13. 75-14GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の地球局は、<u>最も空中線口径が小さい空中線は4.5mとしなければならない、等価等方ふく射電力は68dBW以上になるようにし、85dBWを超えてはならない。</u>また、<u>無線標定業務又は無線航行業務の無線局の発射の1秒間の平均が、等価等方ふく射電力で59dBWを超えてはならない。</u>個々の等価当方ふく射電力が68dBW未満の地球局と共に運用する固定衛星業務の受信宇宙局への割当ての保護は、<u>無線通信規則に従って運用する無線標定及び無線航行業務の無線局の運用に制限を課してはならない。</u>無線通信規則第S5.43A号は適用されない(決議第733(WRC-2000)を参照)。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 503</p> <p>13. 75-14GHzの周波数帯においては、事前公表の情報が1992年1月31日前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日以降に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。<u>事前公表の情報が1992年1月31日前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、</u></p> <p>一 13. 77-13. 78GHzの周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方ふく射電力密度も、次の値を超えてはならない。</p> <p>i) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が1. 2m以上4. 5m未満の場合においては、<u>4. 7D+28dB (W/40kHz)、ここでDは空中線口径(m)。</u></p> <p>ii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が4. 5m以上31. 9m未満の場合においては、<u>49. 2+20log (D/4. 5) dB (W/40kHz)、ここでDは空中線口径(m)。</u></p> <p>iii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が31. 9m以上の場合においては、<u>66. 2dB (W/40kHz)。</u></p> <p>iv) 空中線口径が4. 5m以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が40 kHz未満)発射の場合においては、<u>56. 2dB (W/4kHz)。</u></p> <p>二 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方ふく射電力密度も、<u>13. 772-13. 778GHzの周波数帯において6MHzの周波数帯域当たり51dBWを超えてはならない。</u></p> <p><u>降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によって生ずる等価等方ふく射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方ふく射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。</u></p> <p>5. 503A (未使用)</p> <p>(略)</p>	<p>S5. 503</p> <p>13. 75-14GHz の周波数帯では、事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日から後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。</p> <p>1992 年 1 月 31 日より前に無線通信局に受領された事前公表の宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、</p> <p>a) 13. 772-13. 778GHz の周波数帯では、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方電力密度も、6MHz 当たり 71dBW を超えてはならない。</p> <p>b) 13. 772-13. 778GHz の周波数帯では、非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方電力密度も、6MHz 当たり 51dBW を超えてはならない。</p> <p>固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、当該 6MHz における等価等方ふく射電力が 71dBW 又は 51dBW のいずれか適切な地球局の使用によって晴天時に生ずる値を超えない範囲で、降雨減衰を補償するために、この 6MHz の周波数範囲の等価等方ふく射電力密度増幅用の自動電力制御装置を使用しても良い。</p> <p>S5. 503A</p> <p>2000 年 1 月 1 日までは、固定衛星業務の局は宇宙研究業務及び地球探査衛星業務の非静止宇宙局に有害な干渉を生じさせてはならない。その日から後は、これらの非静止宇宙局は、固定衛星業務に関して二次的基礎で運用する。さらに、固定衛星業務の計画中の地球局を 2000 年 1 月 1 日から 2001 年 1 月 1 日までの間に使用を開始する場合は、13. 793-13. 805GHz の周波数帯で運用する宇宙飛行体の降雨レーダーと共存するため、ITU-R 勧告 SA. 1 071 に与えられる情報及び調整手続が適用される。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 504A 14-14. 5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、<u>固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号、第 5. 30 号及び第 5. 31 号の規定を適用する。</u></p> <p>5. 504B 14-14. 5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、<u>英国</u>及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14. 47-14. 5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、<u>ITU-R 勧告 M. 1643 第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。</u></p> <p>5. 504C 14-14. 25GHz の周波数帯においては、<u>サウジアラビア、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。</u>この脚注の規定は、<u>航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定にしたがった二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>5. 505 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、</u>ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、<u>ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド及びイエメン</u>では、14-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>5. 506A <u>14-14. 5GHz の周波数帯においては、等価等方ふく射電力が 21dBW を超える船舶地球局は、決議第 902 (WRC-03) に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、付録第 4 号に定めた完全な情報が 2003 年 7 月 5 日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。</u></p> <p>5. 506B <u>固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス、ギリシャ及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902 (WRC-03) に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14. 5GHz の周波数帯で運用できる。</u></p>	<p>S5. 504A 14-14. 5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は<u>固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号、第 5. 30 号及び第 5. 31 号の規定を適用する。</u></p> <p>S5. 504B 14-14. 5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、<u>イギリス</u>及び南アフリカの領域に位置する 14. 47-14. 5GHz の周波数帯で観測を実施するいかなる電波天文局に対しても、<u>ITU 勧告 M. 1643 第 1 附属書 C 部の規則に従わなければならない。</u></p> <p>S5. 504C 14-14. 25GHz の周波数帯においては、<u>航空移動衛星業務によるサウディ・アラビア、ボツワナ、象牙海岸共和国、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において発生する電力束密度は、関係する主管庁との特別な合意なしでは、ITU 勧告 M. 1643 第 1 附属書 B 部に示された制限を超過してはならない。</u>この脚注の規定は、<u>航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>S5. 505 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、</u>ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、<u>ジョルダン、クウェイト、レソト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャード及びイエメン</u>では、14-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>5. 508 付加分配：<u>ドイツ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フランス、イタリア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リビア、英国、セルビア・モンテネグロ及びスロベニア</u>では、14. 25-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>5. 508A 14. 25-14. 3GHz の周波数帯においては、<u>サウジアラビア、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジア</u>の領域において、<u>あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。</u>この脚注の規定は、<u>航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定にしたがった二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 509A 14. 3-14. 5GHz の周波数帯においては、<u>サウジアラビア、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナム</u>の領域において、<u>あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生じる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。</u>この脚注の規定は、<u>航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 511 付加分配：<u>サウジアラビア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、リビア、パキスタン、カタール、シリア、スロベニア、ソマリア及びセルビア・モンテネグロ</u>では、15. 35-15. 4GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p>	<p>(略)</p> <p>S5. 508 付加分配：<u>ドイツ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フランス、ギリシャ、アイルランド、アイスランド、イタリア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、ポルトガル、イギリス、スロヴェニア、スイス及びユーゴスラヴィア</u>では、14. 25-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5. 508A 14. 25-14. 3GHz の周波数帯においては、<u>航空移動衛星業務によるサウディ・アラビア、ボツワナ、中国、象牙海岸共和国、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア、イギリス及びチュニジア</u>の領域において発生する電力束密度は、<u>関係する主管庁との特別な合意なしでは、ITU 勧告 M. 1643 第 1 附属書 B 部に示された制限を超過してはならない。</u>この脚注の規定は、<u>航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 509A 14. 3-14. 5GHz の周波数帯においては、<u>航空移動衛星業務によるサウディ・アラビア、ボツワナ、カメルーン、中国、象牙海岸共和国、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、イギリス、スリ・ランカ、チュニジア及びヴィエトナム</u>の領域において発生する電力束密度は、<u>関係する主管庁との特別な合意なしでは、ITU 勧告 M. 1643 第 1 附属書 B 部に示された制限を超過してはならない。</u>この脚注の規定は、<u>航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 511 付加分配：<u>サウディ・アラビア、バハレーン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェイト、レバノン、リビア、パキスタン、カタール、シリア、スロヴェニア、ソマリア及びユーゴスラヴィア</u>では、15. 35-15. 4GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 511A</p> <p>15. 43-15. 63GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダーリンクに限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により 2000 年 6 月 2 日前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダーリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S. 1341 に従うものとする。15. 35-15. 4GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため、15. 43-15. 63GHz の周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダーリンク(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から 15. 35-15. 4GHz の周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHz の周波数帯で時間率 2%以上で-156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 511D</p> <p>15. 4-15. 43GHz 及び 15. 63-15. 7GHz の周波数帯においては、1997 年 11 月 21 日までに完全な事前公表情報が無線通信局によって受領された固定衛星業務のシステムは宇宙から地球方向で、15. 63-15. 65GHz の周波数帯においては地球から宇宙方向で運用できる。15. 4-15. 43GHz 及び 15. 65-15. 7GHz の周波数帯においては、非静止宇宙局からの送信は地表面電力束密度制限値-146dB(W/m²/MHz)を到達するすべての角度に対して超えてはならない。主管庁は、15. 63-15. 65GHz の周波数帯において、ある<u>到来角</u>において-146dB(W/m²/MHz)を超える非静止宇宙局からの送信を計画している場合は、<u>無線通信規則第 9. 11A 号の規定にしたがって</u>影響を受ける主管庁と調整する。15. 63-15. 65GHz の周波数帯において地球から宇宙方向で運用する固定衛星業務の局は、航空無線航行業務の局(無線通信規則第 4. 10 号の適用)に有害な混信を生じさせてはならない。</p>	<p>S5. 511A</p> <p>15. 43-15. 63GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9. 11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダーリンクに限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により 2000 年 6 月 2 日以前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダーリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S. 1341 に従うものとする。15. 35-15. 4GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため、15. 43-15. 63GHz の周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダーリンク(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から 15. 35-15. 4GHz の周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHz の周波数帯で時間率 2%以上で-156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 511D</p> <p>15. 4-15. 43GHz 及び 15. 63-15. 7GHz の周波数帯においては、1997 年 11 月 21 日までに完全な事前公表情報が無線通信局によって受領された固定衛星業務のシステムは宇宙から地球方向で、15. 63-15. 65GHz の周波数帯においては地球から宇宙方向で運用できる。15. 4-15. 43GHz 及び 15. 65-15. 7GHz の周波数帯においては、非静止宇宙局からの送信は地表面電力束密度制限値-146dB(W/m²/MHz)を到達するすべての角度に対して超えてはならない。主管庁は、15. 63-15. 65GHz の周波数帯において、ある<u>到達角度</u>において-146dB(W/m²/MHz)を超える非静止宇宙局からの送信を計画している場合は、<u>無線通信規則第 S9. 11A 号に従って</u>影響を受ける主管庁と調整する。15. 63-15. 65GHz の周波数帯において地球から宇宙方向で運用する固定衛星業務の局は、航空無線航行業務の局(無線通信規則第 S4. 10 号の適用)に有害な混信を生じさせてはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 512</p> <p>付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウジアラビア</u>、オーストリア、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>エジプト</u>、<u>エルサルバドル</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>ケニア</u>、<u>クウェート</u>、<u>リビア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ネパール</u>、<u>ニカラグア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>シンガポール</u>、<u>スロベニア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スワジランド</u>、<u>チュニジア</u>、<u>チャド</u>、<u>トーゴ及びイエメン</u>では、15.7-17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 514</p> <p>付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウジアラビア</u>、オーストリア、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>エルサルバドル</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>フィンランド</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>日本</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>リビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>ネパール</u>、<u>ニカラグア</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>オマーン</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>キルギス</u>、<u>セルビア・モンテネグロ</u>、<u>スロベニア及びスーダン</u>では、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限が適用される。</p> <p>(略)</p> <p>5. 516A</p> <p><u>17.3-17.7 GHzの周波数帯では、第一地域における固定衛星業務（宇宙から地球）の地球局は、付録第30A号に従って運用する放送衛星業務のフィーダーリンク地球局からの保護を求めてはならない。また、フィーダーリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダーリンク地球局の配置に対して制限を課してはならない。</u></p>	<p>S5. 512</p> <p>付加分配：アルジェリア、アンゴラ、<u>サウディ・アラビア</u>、オーストリア、<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>コスタ・リカ</u>、<u>エジプト</u>、<u>エル・サルヴァドル</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>フィンランド</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>リビア</u>、<u>マレーシア</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モザンビーク</u>、<u>ネパール</u>、<u>ニカラグア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>シンガポール</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スワジランド</u>、<u>タンザニア</u>、<u>チャード</u>、<u>イエメン及びユーゴスラヴィア</u>では、15.7-17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 514</p> <p>付加分配：アルジェリア、<u>ドイツ</u>、アンゴラ、<u>サウディ・アラビア</u>、オーストリア、<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コスタ・リカ</u>、<u>エル・サルヴァドル</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>フィンランド</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>ホンデュラス</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>イスラエル</u>、<u>日本</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>リビア</u>、<u>ネパール</u>、<u>ニカラグア</u>、<u>オマーン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>カタール</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>スーダン及びユーゴスラヴィア</u>では、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第S21.3号及び第S21.5号に定める電力制限が適用される。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 516B</p> <p><u>以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。</u></p> <p><u>(宇宙から地球)</u></p> <p><u>17. 3-17. 7GHz (第一地域)</u></p> <p><u>18. 3-19. 3GHz (第二地域)</u></p> <p><u>19. 7-20. 2GHz (全地域)</u></p> <p><u>39. 5-40GHz (第一地域)</u></p> <p><u>40-40. 5GHz (全地域)</u></p> <p><u>40. 5-42GHz (第二地域)</u></p> <p><u>47. 5-47. 9GHz (第一地域)</u></p> <p><u>48. 2-48. 54GHz (第一地域)</u></p> <p><u>49. 44-50. 2GHz (第一地域)</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>(地球から宇宙)</u></p> <p><u>27. 5-27. 82GHz (第一地域)</u></p> <p><u>28. 35-28. 45GHz (第二地域)</u></p> <p><u>28. 45-28. 94GHz (全地域)</u></p> <p><u>28. 94-29. 1GHz (第二地域及び第三地域)</u></p> <p><u>29. 25-29. 46GHz (第二地域)</u></p> <p><u>29. 46-30GHz (全地域)</u></p> <p><u>48. 2-50. 2GHz (第二地域)</u></p> <p><u>この特定は、他の固定衛星業務のアプリケーション又は一次的基礎でこれらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、またこれらの周波数帯の使用ユーザー間に無線通信規則内における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際にこのことを考慮しなければならない。決議第143(WRC-03)を参照すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 521</p> <p>代替分配：ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18. 1-18. 4GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第5. 33号参照)。無線通信規則第5. 519号の規定も適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 521</p> <p>代替分配：ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦、ギリシャ及びスロヴァキアでは、18. 1-18. 4GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第 S5. 33 号参照)。また無線通信規則第 S5. 519 号の規定も同様に適用される。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 522C 18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、<u>アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメン</u>では、WRC-2000 の最終文書の発効日時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 21. 5A 号の制限を受けない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 524 付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、<u>サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、コンゴ民主共和国、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ及びチュニジア</u>では、19. 7-21. 2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19. 7-21. 2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19. 7-20. 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>5. 534 (未使用)</u></p> <p>5. 536A 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、それぞれ ITU-R 勧告 SA. 1278 及び ITU-R 勧告 SA. 1625 を考慮して運用しなければならない。</p>	<p>S5. 522C 18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、アルジェリア、<u>サウディ・アラビア、バハレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメン</u>では、WRC-2000 の最終文書の発効日時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 S21. 5A 号の制限を受けない。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 524 付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、<u>サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、コスタ・リカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、コンゴ民主共和国、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、タンザニア、チャード、トーゴ及びチュニジア</u>では、19. 7-21. 2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19. 7-21. 2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19. 7-20. 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5. 534</u> 付加分配：日本では、24. 65-25. 25GHz の周波数帯は 2008 年まで一次的基礎として無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 536A 地球探査衛星の地球局を設置している主管庁は、<u>近隣の主管庁が運用している固定局及び移動局からの保護を要求することはできない。また、地球探査衛星業務で運用している地球局は、ITU-R 勧告 SA. 1278 を考慮しなければならない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 536B</p> <p><u>ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5-27.0GHzの周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの使用及び展開を妨げてはならない。</u></p> <p>5. 536C</p> <p><u>アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25.5-27GHzの周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの局の使用及び展開を妨げてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 537A</p> <p><u>ブータン、大韓民国、ロシア、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、レソト、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.5-28.35GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用可能である。HAPSによる27.5-28.35GHzの周波数帯内の使用は、上記に掲げる国の領域内で、単一の300MHzまでの補助周波数帯に限定される。上記の国でHAPSによる固定業務に割り当てられた当該300MHzの周波数帯の使用は、HAPSから地上方向への運用に限定し、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、これらの他の業務の展開を妨げてはならない。決議第145(WRC-03)を参照すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5. 536B</p> <p><u>ドイツ、サウディ・アラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジョルダン、ケニア、クウェイト、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドヴァ、ノールウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、イギリス、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンザニア、トルコ、ヴィエトナム及びジンバブエでは、25.5-27.0GHzの周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの使用及び展開を妨げてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 537A</p> <p><u>ブータン、インドネシア、イラン、日本、モルディヴ、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国、スリ・ランカ、タイ及びヴィエトナムでは、27.5-28.35GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用可能である。HAPSによる27.5-28.35GHzの周波数帯の使用は、HAPSから地上方向への運用に限定され、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務に対して有害な混信を生じさせたり、また保護を要求したりしてはならない。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 541A</p> <p>29. 1-29. 5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第 4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日<u>後</u>に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この日前に無線通信規則付録第 4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。</p>	<p>S5. 541</p> <p>29. 1-29. 5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第 S4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日<u>以降</u>に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この日前に無線通信規則付録第 S4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 542</p> <p>付加分配：アルジェリア、<u>サウジアラビア</u>、<u>バーレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ギニア</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>日本</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>クウェート</u>、<u>レバノン</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ネパール</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スリランカ及びチャド</u>では、29.5-31GHzの周波数帯は二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限値を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 543A</p> <p><u>ブータン</u>、<u>大韓民国</u>、<u>ロシア</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>日本</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>レソト</u>、<u>マレーシア</u>、<u>モルジブ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ミャンマー</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>キルギス</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>スリランカ</u>、<u>タイ及びベトナム</u>では、31-31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上からHAPSの方向で使用可能である。HAPSを用いたシステムによる31-31.3GHzの周波数帯の使用は、<u>上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第5.545号に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせ、又はそれらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、これらの業務の発達を妨げてはならない。</u>31.0-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSを用いたシステムは、ITU-R勧告RA.769に示す保護基準を考慮して、31.3-31.8GHzの周波数帯に一次分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。<u>衛星受動業務を保護するため、31.3-31.8GHzの周波数帯におけるHAPS地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には-106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる(決議第145(WRC-03)参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 545</p> <p>業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、モンゴル、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する31-31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。</p>	<p>S5. 542</p> <p>付加分配：アルジェリア、<u>サウディ・アラビア</u>、<u>バハレーン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>カメルーン</u>、<u>中国</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>エジプト</u>、<u>アラブ首長国連邦</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>ギニア</u>、<u>インド</u>、<u>イラン</u>、<u>イラク</u>、<u>日本</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>クウェイト</u>、<u>レバノン</u>、<u>マレーシア</u>、<u>マリ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、<u>ネパール</u>、<u>パキスタン</u>、<u>フィリピン</u>、<u>カタール</u>、<u>シリア</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スーダン</u>、<u>スリ・ランカ及びチャド</u>では、29.5-31GHzの周波数帯は二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には無線通信規則第S21.3号及び第S21.5号に定める電力制限値を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 543A</p> <p><u>ブータン</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イラン</u>、<u>日本</u>、<u>モルディヴ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ミャンマー</u>、<u>パキスタン</u>、<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>、<u>スリ・ランカ</u>、<u>タイ及びヴィエトナム</u>では、31.0-31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)により地上からHAPSの方向で使用可能である。HAPSを使ったシステムによる31.0-31.3GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第S5.545号を考慮して、<u>他の種類の固定業務システム又は他の一次業務に対して有害な混信を起こしたり、又は保護を要求したりしてはならない。</u>31.0-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSの使用は、ITU-R勧告SA.1029及びITU-R勧告RA.769に示された混信規準を考慮して、31.3-31.8GHzの周波数帯に一次分配を有する受動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。<u>上記に挙げた国の主管庁は、WRC-03まで、31.0-31.3GHz帯におけるHAPSの導入をこの周波数帯の下部(31.0-31.15GHz)に制限するよう要請される。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 545</p> <p>業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>ベラルーシ</u>、グルジア、モンゴル、キルギス、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、宇宙研究業務による31-31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 546 業務の種類地域差：<u>サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、ラトビア、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコ</u>では、<u>固定業務及び航空移動を除く移動業務に対する 31. 5-31. 8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。</u></p> <p>5. 547 31. 8-33. 4GHz、37-40GHz、40. 5-43. 5GHz、51. 4-52. 6GHz、55. 78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、<u>固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である（決議第 75（WRC-2000）及び決議第 79（WRC-2000）参照）。</u>主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際にこのことを考慮しなければならない。39. 5-40GHz 及び 40. 5-42GHz の周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、<u>主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するものとする（無線通信規則第 5. 516B 号参照）。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 547C <u>付加分配</u>：アメリカ合衆国では、32-32. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務及び宇宙研究(深宇宙)(宇宙から地球)業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 548 <u>32. 3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行业務及び 31. 8-32. 3 GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行业務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要なすべての措置を執らなければならない（勧告第 707 参照）。</u></p>	<p>S5. 546 業務の種類地域差：<u>サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、<u>ジョルダン</u>、<u>ラトヴィア</u>、レバノン、<u>モルドヴァ</u>、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、<u>イギリス</u>、<u>ロシア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、<u>トルコ及びウクライナ</u>では、<u>固定業務及び航空移動を除く移動業務による 31. 5-31. 8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 S5. 33 号参照）。</u></u></p> <p>S5. 547 31. 8-33. 4GHz、37-40GHz、40. 5-43. 5GHz、51. 4-52. 6GHz、55. 78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、<u>固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である（決議第 75（WRC-2000）及び決議第 79（WRC-2000）を参照）。</u>主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際にこのことを考慮に入れるべきである。39. 5-40GHz 及び 40. 5-42GHz の周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、<u>主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するべきである（決議第 84（WRC-2000）参照）。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5. 547C <u>代替分配</u>：アメリカ合衆国では、32-32. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で<u>衛星間業務</u>、無線航行业務及び宇宙研究(深宇宙)(宇宙から地球)業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5. 548 <u>32-33GHz の周波数帯における衛星間及び無線航行业務、31. 8-32. 3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行业務の安全面に留意しつつ、<u>両業務間の有害な混信を防止するために必要なすべての措置を執る</u>（勧告第 707 参照）。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5. 549 付加分配：<u>サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメン</u>では、33. 4-36GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p><u>5. 549A</u> 35. 5-36. 0GHz の周波数帯においては、<u>地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0. 8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73. 3dB(W/m²)を超えてはならない。</u></p> <p>5. 550 業務の種類地域差：<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン</u>では、<u>宇宙研究業務に対する 34. 7-35. 2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5. 551A (未使用)</u></p> <p><u>5. 551AA (未使用)</u></p> <p>(略)</p>	<p>5. 549 付加分配：<u>サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、コンゴ民主共和国、シリア、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スリ・ランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメン</u>では、33. 4-36GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5. 550 業務の種類地域差：<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、<u>宇宙研究業務による 34. 7-35. 2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 S5. 33 号参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>S5. 551A</u> 35. 5-36. 0GHz の周波数帯では、<u>地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、気象援助業務及び一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又は、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。</u></p> <p><u>S5. 551AA</u> 37. 5-40GHz 及び 42-42. 5GHz の周波数帯では、<u>固定衛星業務の非静止衛星システムは、衛星からの送信による固定業務に対する混信のレベルを下げつつ必要なリンク性能を満たすような電力レベルとなるように、電力制御又は他の 10dB のオーダーのダウンリンクフェード補償の手法を用いること。ダウンリンクフェード補償の方法の使用については、ITU-R で研究中である(決議第 84 (WRC-2000)参照)。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 551G (未使用)</p> <p>5. 551H 42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムのすべての宇宙局から生じる42.5-43.5GHzの周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、いかなる電波天文局においても、時間率2%以上で以下の値を超えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、1GHzの周波数帯で-230dB(W/m²)及び任意の500kHzの周波数帯で-246dB(W/m²) <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> - 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯で-209dB(W/m²)。 <p>これらのepfd値は、ITU-R勧告S. 1586に示す方法及びITU-R勧告RA. 1631に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して評価しなければならず、かつ、全方位角かつ電波望遠鏡の最小運用角度θ_{min}を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である5度を採用する。)に適用しなければならない。</p> <p>これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2003年7月5日以前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日以前に無線通信局に通告された電波天文局 - 適切と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日以前に通告された電波天文局 <p>これらの日以降に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第743(WRC-03)を適用する。42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの宇宙局は、同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。</p>	<p>S5. 551G 42.5-43.5GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、41.5-42.5GHzの周波数帯で運用する非静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)システムの宇宙局により42.5-43.5GHzの周波数帯で生じる総電力束密度は、電波天文局において、いかなる1MHzの周波数帯についても、時間率2%以上で、-167dB(W/m²)を超えてはならない。42.0-42.5GHzの周波数帯で運用する静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の局により42.5-43.5GHzの周波数帯で生じる電力束密度は、電波天文局において、いかなる1MHzの周波数帯についても、-167dB(W/m²)を超えてはならない。これらの制限値は暫定的なものであり、決議第128(WRC-2000、改)に従って見直される。</p>

変 更 案	現 行
<p>5. 551I</p> <p><u>42-42. 5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)のあらゆる静止宇宙局から生じる42. 5-43. 5GHzの周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、以下の値を超えてはならない。</u></p> <p>－ <u>単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHzの周波数帯のうち、1GHzの周波数帯で-137dB(W/m²)及び任意の500kHzの周波数帯で-153dB(W/m²)</u></p> <p>及び</p> <p>－ <u>超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯で-116dB(W/m²)</u></p> <p><u>これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。</u></p> <p>－ <u>2003年7月5日以前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日以前に無線通信局に通告された電波天文局</u></p> <p>－ <u>適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日以前に通告された電波天文局</u></p> <p><u>これらの日以降に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743(WRC-03)を適用する。42-42. 5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの宇宙局は、同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 552A</p> <p><u>47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は高高度プラットフォーム (HAPS) 局の使用に指定する。47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-97)に従うことを条件とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 554A</p> <p><u>固定衛星業務(宇宙から地球)による 47. 5-47. 9GHz、48. 2-48. 54GHz 及び 49. 44-50. 2GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5. 552A</p> <p>47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は高高度プラットフォーム局の使用に指定する。47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-97)に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>5.555A (未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5.555B</u> 48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局から生じる 48.94-49.04GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の 500 kHz の周波数帯で-151.8dB(W/m²)を超えてはならない。</p>	<p><u>S5.555A</u> 50.2-50.4GHz の周波数帯は、一次的基礎で、2000年7月1日までは固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>